山梨労働局
定例記者会見配付資料

令和８年10月２日（金）

令和8年10月2日(金)
山梨労働局

本日の記者発表及び令和8年10月のお知らせ等

Ⅰ　本日の記者発表

1	山梨県の労働市場の動き(令和8年8月分)	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

○ 有効求人倍率など労働市場の動きなどについて公表します。

2	令和7年度ハローワークのマッチング機能に関する業務の総合評価結果等を公表します	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

○ 厚生労働省では、ハローワークにおけるマッチング機能の強化を図るため、平成27年度から「ハローワークの総合評価」を実施しています。これは、全国のハローワークにおいて業務毎に目標値を設定し、その達成状況等に応じて4段階の相対的評価を行うことにより、マッチング機能に関する業務の質の向上や継続的な業務改善を図ることを目的としたものです。今般、令和7年度の総合評価結果が決定しましたので、県内5か所のハローワークにおいて、それぞれ重点的に取り組んだ内容や、今後のサービス・業務改善の取組等をまとめた「就職支援業務報告」と併せて公表いたします。

3	「ハローワーク甲府」レイアウト変更について	担当	ハローワーク甲府
		TEL 055-232-6060(41#)	

○ ハローワーク甲府では、利用しやすい環境整備と利用者サービス向上を目的として、大規模なレイアウト変更を行い、9月24日から新たなレイアウトで業務をスタートいたしました。
レイアウト変更により強化するサービスの主な内容等を公表いたします。

Ⅱ　行事予定等

1	公的職業訓練周知・体験イベント 「ハロトレフェスタ2026～知らない“できる”に出会う。職業訓練～」開催！	担当	訓練課
		TEL 055-225-2861	

○ 日時：令和8年11月7日(土)13:00～15:30
場所：イオンモール甲府昭和　3Fイオンホール・1Fウエルカムガーデン(山梨県中巨摩郡昭和町飯喰1505-1)
内容：県内の職業訓練施設10校が参加し、就職や資格取得につながる職業訓練の内容を紹介するイベントを開催します。実際の訓練が体験できるほか、ミニものづくりコーナーもあり、大人から子供まで楽しめる内容となっています。参加無料・予約不要、誰でも参加可能です。
※ハロートレーニング(公的職業訓練)は、希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる公的制度です。

2	令和8年度国中地域障害者就職面接・説明会	担当	ハローワーク甲府 職業相談第2部門
		055-232-6060(42#)	

○ 日時：令和8年10月15日(木)13:00～15:40
場所：ベルクラシック甲府　3Fグレース(甲府市丸の内1－1－17)
内容：就職を希望する障害者と雇入れを希望する企業とのマッチングを促し、一人でも多くの障害者の就職に繋がり、本県の障害者雇用率が向上するよう就職面接会を開催します。
参加予定企業は23社、求職者は70名程度の参加を見込んでいます。

3	令和8年度　全国労働衛生週間	担当	健康安全課
		TEL 055-225-2855	

○【趣旨】
　労働者の健康管理や職場環境の改善等、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができる職場環境づくり等の推進を図ることを目的として実施します。
【準備期間】: 令和8年9月1日から9月30日まで
【本週間】: 令和8年10月1日から10月7日まで
【スローガン】
「ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに　みんな生き生き健康職場」

※詳細は、8月20日付けプレスリリース資料をご確認ください。

Ⅲ　お知らせ

1	山梨県最低賃金が変わります	担当	賃金室
		TEL 055-225-2854	

○ 山梨県最低賃金が令和8年11月1日から、時間額1,113円に改正されます。
山梨労働局では、改正された最低賃金額の周知を図るため、県、市町村、事業者団体、労働団体及び教育関係機関に周知の依頼をするとともに、管下労働基準監督署及び公共職業安定所を通じて周知及び履行確保の徹底を図っていくこととしています。

Ⅳ　今後の記者発表予定

1	山梨県の労働市場の動き（令和8年9月分）	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

○ 公表予定日　令和8年10月30日（金）　午前10時30分から　山梨労働局　1階会議室
有効求人倍率など労働市場の動きについて公表します。

2	令和9年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況（令和8年9月末現在）及び令和9年3月大学等卒業予定者の就職内定状況（令和8年10月1日現在）について	担当	職業安定課
		TEL 055-225-2857	

○ 公表予定日　令和8年10月30日（金）　午前10時30分から　山梨労働局　1階会議室
山梨県内の高等学校（50校）及び大学等（30校）について集計した内容を公表します。

◎ハローワークのイベント情報は山梨労働局ホームページ内の「ハローワークからのお知らせ」に掲載されています。二次元コードからアクセスできます。是非ご活用ください。

ハローワークからのお知らせ

【次回の「山梨県の労働市場の動き等」公表日　　令和8年10月30日（金）　　10:30　～】

山 梨 労 働 局 発 表
令和８年 10 月 ２ 日

職業安定部職業安定課
職業安定課長　長田　光市
地方労働市場情報官　熊谷　芳宏
電　話　055-225-2857　（内線 402 ・ 407）

山梨県の労働市場の動き（令和８年８月分）

県内の雇用情勢は、
「一部に弱さがみられるものの着実に改善が進んでいる。」

○有効求人倍率（季節調整値）は1.50倍で、前月に比べて0.03ポイント上昇。
○新規求人倍率（季節調整値）は2.44倍で、前月に比べて0.12ポイント上昇。
○正社員有効求人倍率は1.18倍で、前年同月に比べて0.15ポイント上昇。

厚生労働省 山梨労働局では、県内の公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率などの指標を作成し、「山梨県の労働市場の動き」として毎月公表しています。

○有効求人（季節調整値）は18,108人となり、前月に比べ2.8%(486人)増加し、有効求職者(同値)は12,043人で前月に比べ0.3%(35人)増加しました。（※2－1，10－2ﾍﾟｰｼﾞ参照）
○新規求人（季節調整値）は6,478人となり、前月と比較すると7.0%(426人)増加、新規求職者(同値)は2,650人となり、前月と比較すると1.6%(42人)増加しました。（※2－1，10－1ﾍﾟｰｼﾞ参照）
○正社員有効求人（原数値）は7,780人となり、前年同月に比べ8.2%(591人)増加し、正社員有効求職者(同値)は 6,602人で前月に比べ▲5.1%(356人)減少しました。（※2－2ﾍﾟｰｼﾞ参照）

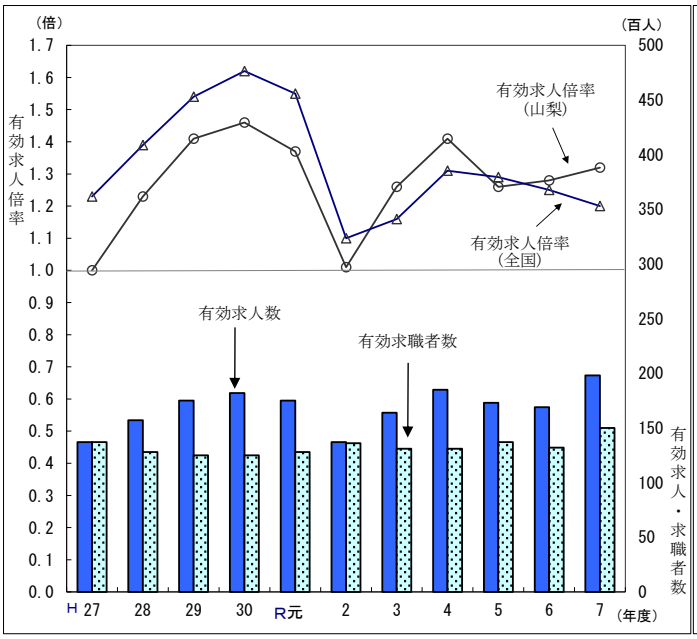

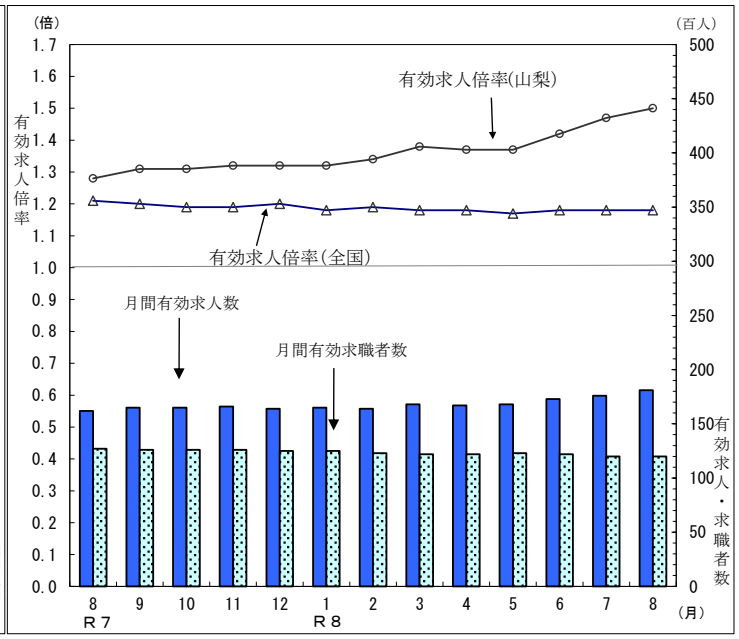

有効求人倍率（年度平均）

年度	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
県	1.00	1.23	1.41	1.46	1.37	1.01	1.26	1.41	1.26	1.28	1.32
全国	1.23	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.31	1.29	1.25	1.20

有効求人倍率(季節調整値)

月	R７ 8	9	10	11	12	R８ 1	2	3	4	5	6	7	8
県	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	1.42	1.47	1.50
全国	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	1.18	1.18	1.18

(注) 1．求人倍率とは、求職者に対する比率をいい、求職者1人あたりの求人数を示します。
2．季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
3．文中の産業分類については、3ﾍﾟｰｼﾞ注②参照。
4．▲は減少である。
5．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。
6．令和6年3月29日に、過去の求人数、求職者数等の訂正のお知らせを掲載しております。
詳しくは以下の資料(https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/jirei_toukei/kyujin_kyushoku/oshirase_060329.html) をご覧ください。

一般職業紹介状況（パートを含み　学卒を除く）

（注）1．季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。
2．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

（P：ポイント）

項目 ＼ 年月		8年8月	8年7月（前月）	7年8月（前年同月）	対前月 増減率(%)	対前月 差(人、P)	対前年同月 増減率(%)	対前年同月 差(人、P)
1　月間有効求職者数(人)		11,683	11,955	12,252	-	-	▲ 4.6	▲ 569
	季節調整値	12,043	12,008	12,661	0.3	35	-	-
2　新規求職申込件数(件)		2,277	2,515	2,156	-	-	5.6	121
	季節調整値	2,650	2,608	2,635	1.6	42	-	-
3　月間有効求人数(人)		17,159	17,352	15,514	-	-	10.6	1,645
	季節調整値	18,108	17,622	16,213	2.8	486	-	-
4　新規求人数(人)		5,555	6,080	5,101	-	-	8.9	454
	季節調整値	6,478	6,052	5,838	7.0	426	-	-
5　就職件数(件)		633	716	645	-	-	▲ 1.9	▲ 12
6　紹介件数(件)		1,869	2,095	1,938	-	-	▲ 3.6	▲ 69
7　有効求人倍率（3／1）(倍)		1.47	1.45	1.27	-	-	-	0.20
	季節調整値	1.50	1.47	1.28	-	0.03	-	-
8　新規求人倍率（4／2）(倍)		2.44	2.42	2.37	-	-	-	0.07
	季節調整値	2.44	2.32	2.22	-	0.12	-	-
9　就職率(%)	新規　(5/2*100)	27.8	28.5	29.9	-	-	-	▲ 2.1
10　充足率(%)	新規　(5/4*100)	11.4	11.8	12.6	-	-	-	▲ 1.2

※用語の説明
1欄、月間有効求職者数とは、
「前月末日現在において求職申し込みの有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいいます。
2欄、新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受け付けた求職申込件数をいいます。
3欄、月間有効求人数とは、、「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいいます。
4欄、新規求人数とは、公共職業安定所でその月に受け付けた求人数（採用予定人員）をいいます。
5欄、就職件数とは、有効求職者が自安定所の紹介あっ旋により就職した件数をいいます。したがって自己就職、縁故就職等は除かれます。
9欄、就職率は、求職者のうち就職した件数の割合をいいます。「就職件数／新規求職申込件数×100」
10欄、充足率は、求人数のうち充足された求人数の割合をいいます。「就職件数／新規求人数×100」
※▲は減少である。

正 社 員 の 職 業 紹 介 状 況

年　月	全体の有効求人倍率（季節調整値）	正社員			新規求職者数					新規求人数					就職件数					就職率（就職件数／新規求職者数）%		
								構成比					構成比					構成比				
		有効求人倍率	有効求職者数	有効求人数	合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	合計	正社員	非正社員	正社員	非正社員	合計	正社員	非正社員
令和7年　8月	1.28	1.03	6,958	7,189	2,156	1,303	853	60.4	39.6	5,101	2,332	2,769	45.7	54.3	645	242	403	37.5	62.5	29.9	18.6	47.2
9月	1.31	1.05	6,985	7,311	2,535	1,480	1,055	58.4	41.6	5,684	2,626	3,058	46.2	53.8	705	252	453	35.7	64.3	27.8	17.0	42.9
10月	1.31	1.06	7,221	7,619	2,745	1,664	1,081	60.6	39.4	6,161	2,726	3,435	44.2	55.8	810	314	496	38.8	61.2	29.5	18.9	45.9
11月	1.32	1.07	6,922	7,415	2,059	1,191	868	57.8	42.2	5,085	2,196	2,889	43.2	56.8	653	258	395	39.5	60.5	31.7	21.7	45.5
12月	1.32	1.11	6,577	7,321	2,144	1,241	903	57.9	42.1	5,334	2,501	2,833	46.9	53.1	705	266	439	37.7	62.3	32.9	21.4	48.6
令和8年　1月	1.32	1.06	6,818	7,236	3,352	1,850	1,502	55.2	44.8	6,866	2,539	4,327	37.0	63.0	608	225	383	37.0	63.0	18.1	12.2	25.5
2月	1.34	1.09	6,875	7,526	2,504	1,441	1,063	57.5	42.5	5,801	2,569	3,232	44.3	55.7	991	271	720	27.3	72.7	39.6	18.8	67.7
3月	1.38	1.07	7,064	7,573	2,796	1,641	1,155	58.7	41.3	6,026	2,478	3,548	41.1	58.9	1,104	350	754	31.7	68.3	39.5	21.3	65.3
4月	1.37	1.05	6,986	7,314	3,366	1,793	1,573	53.3	46.7	5,834	2,424	3,410	41.5	58.5	780	260	520	33.3	66.7	23.2	14.5	33.1
5月	1.37	1.06	6,888	7,293	2,484	1,335	1,149	53.7	46.3	5,779	2,486	3,293	43.0	57.0	644	230	414	35.7	64.3	25.9	17.2	36.0
6月	1.42	1.10	6,836	7,508	2,520	1,500	1,020	59.5	40.5	6,309	2,703	3,606	42.8	57.2	737	263	474	35.7	64.3	29.2	17.5	46.5
7月	1.47	1.16	6,654	7,720	2,515	1,465	1,050	58.3	41.7	6,080	2,692	3,388	44.3	55.7	716	254	462	35.5	64.5	28.5	17.3	44.0
8月	1.50	1.18	6,602	7,780	2,277	1,330	947	58.4	41.6	5,555	2,539	3,016	45.7	54.3	633	249	384	39.3	60.7	27.8	18.7	40.5
前年同月比（率・差）	0.03	0.15	▲ 5.1	8.2	5.6	2.1	11.0	▲ 2.0	2.0	8.9	8.9	8.9	0.0	0.0	▲ 1.9	2.9	▲ 4.7	1.8	▲ 1.8	▲ 2.1	0.1	▲ 6.7

（注）
1. 正社員有効求人倍率は、正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数（パートタイムを除く常用）となります。
なお、常用フルタイム有効求職者には、フルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。
2. 「非正社員」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者であります。
3. 全体の有効求人倍率は季節調整値となり（前月比）、その他はすべて実数値（前年同月比）となります。
4. 求職者数、求人数、就職件数については前年同月比（%）となり、有効求人倍率、構成比、就職率については前年同月差（ポイント）となります。
5. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。（なお、令和7年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。）
6. ▲は減少である。
7. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。

産業別新規求人数の推移

■令和8年8月の新規求人数（原数値）は5,555人となり、前年同月比でみると、8.9%(454人)増加となりました。
主な産業別でみると、同比で建設業3.0%(12人)、製造業23.8%(201人)、運輸業,郵便業15.3%(36人)、卸売業,小売業11.1%(56人)、生活関連サービス業,娯楽業1.6%(3人)、サービス業50.4%(396人)は増加となりました。一方、情報通信業▲17.5%(14人)、学術研究,専門･技術サービス業▲1.3%(1人)、宿泊業,飲食サービス業▲31.7%(125人)、教育,学習支援業▲32.7%(35人)、医療,福祉▲0.3%(3人)は減少しました。
また、県内の主要産業である製造業においては同比23.8%(201人)増加となりました。その中で主力の食料品製造業27.6%(37人)、金属製品製造業126.8%(52人)、はん用機械器具製造業19.2%(5人)、業務用機械器具製造業19.7%(14人)、電子部品･デバイス･電子回路製造業40.4%(23人)、電気機械器具製造業39.4%(56人)、輸送用機械器具製造業150.0%(24人)は増加となりましたが、生産用機械器具製造業▲31.1%(19人)は減少となりました。

項目 産業名	人(全数) R8.8	前年同月数 (R7.8)	対前年同月増減率(%)	前年同月差(人)
A,B 農,林,漁業(01～04)	77	(64)	20.3	13
C 鉱業,採石業,砂利採取業(05)	9	(8)	12.5	1
D 建設業(06～08)	411	(399)	3.0	12
(06 総合工事業)	257	(278)	▲ 7.6	▲ 21
E 製造業(09～32)	1,047	(846)	23.8	201
09 食料品製造業	171	(134)	27.6	37
10 飲料･たばこ･飼料製造業	48	(24)	100.0	24
11 繊維工業	13	(28)	▲ 53.6	▲ 15
12 木材･木製品製造業(家具を除く)	7	(6)	16.7	1
13 家具･装備品製造業	9	(13)	▲ 30.8	▲ 4
14 パルプ･紙･紙加工品製造業	21	(12)	75.0	9
15 印刷･同関連業	16	(4)	300.0	12
16 化学工業	14	(17)	▲ 17.6	▲ 3
17 石油製品･石炭製品製造業	0	(0)	－	0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	46	(41)	12.2	5
19 ゴム製品製造業	1	(8)	▲ 87.5	▲ 7
21 窯業･土石製品製造業	16	(29)	▲ 44.8	▲ 13
22 鉄鋼業	7	(8)	▲ 12.5	▲ 1
23 非鉄金属製造業	16	(25)	▲ 36.0	▲ 9
24 金属製品製造業	93	(41)	126.8	52
25 はん用機械器具製造業	31	(26)	19.2	5
26 生産用機械器具製造業	42	(61)	▲ 31.1	▲ 19
27 業務用機械器具製造業	85	(71)	19.7	14
28 電子部品･デバイス･電子回路製造業	80	(57)	40.4	23
29 電気機械器具製造業	198	(142)	39.4	56
30 情報通信機械器具製造業	39	(34)	14.7	5
31 輸送用機械器具製造業	40	(16)	150.0	24
20,32 その他の製造業	54	(49)	10.2	5
F 電気･ガス･熱供給･水道業(33～36)	5	(5)	0.0	0
G 情報通信業(37～41)	66	(80)	▲ 17.5	▲ 14
H 運輸業,郵便業(42～49)	272	(236)	15.3	36
I 卸売業,小売業(50～61)	559	(503)	11.1	56
J 金融業,保険業(62～67)	24	(31)	▲ 22.6	▲ 7
K 不動産業,物品賃貸業(68～70)	58	(81)	▲ 28.4	▲ 23
L 学術研究,専門･技術サービス業(71～74)	79	(80)	▲ 1.3	▲ 1
M 宿泊業,飲食サービス業(75～77)	269	(394)	▲ 31.7	▲ 125
N 生活関連サービス業,娯楽業(78～80)	193	(190)	1.6	3
O 教育,学習支援業(81,82)	72	(107)	▲ 32.7	▲ 35
P 医療,福祉(83～85)	1,142	(1,145)	▲ 0.3	▲ 3
Q 複合サービス事業(86,87)	23	(28)	▲ 17.9	▲ 5
R サービス業(他に分類されないもの)(88～96)	1,182	(786)	50.4	396
S.T 公務(他に分類されるものを除く)･その他(97,98,99)	67	(118)	▲ 43.2	▲ 51
合計	5,555	(5,101)	8.9	454
29人以下	3,565	(2,932)	21.6	633
30～99人	1,345	(1,399)	▲ 3.9	▲ 54
100～299人	421	(558)	▲ 24.6	▲ 137
300～499人	174	(163)	6.7	11
500～999人	29	(25)	16.0	4
1，000人以上	21	(24)	▲ 12.5	▲ 3

（注）① 新規学卒者を除きパートタイムを含みます。
② 令和６年４月以降については令和５年７月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものです。
③ ▲は減少です。

◇ 事業所規模別の状況をみると、29人以下(64.2%)、30～99人(24.2%)、100～299人(7.6%)、300～499人(3.1%)、500～999人(0.5%)、1,000人以上(0.4%)です。

求　職　の　動　向

■令和8年8月の新規求職者数（パートタイム及び臨時・季節を含む全数）は2,277人（原数値）となり、前年同月比で5.6%(121人)増加しました。そのうち、パートタイムは942人で11.1%(94人)増加しました。

また、在職者については2.3%(17人)増の769人となり、離職者においては6.5%(79人)増の1,298人となりました。

離職者のうち、事業主都合離職者は6.1%(14人)増の244人となり、自己都合離職者は6.3%(56人)増の944人となりました。

新規求職者数を年齢別に前年同月比でみると、44歳以下は5.1%(44人)増の915人となり、45歳以上は6.0%(77人)増の1,362人となりました。

項目 年度別 月別	新規求職者計 ( )内はパートタイム		在職者	離職者	事業主都合	自己都合	無業者	44歳以下	45歳以上	45歳以上の構成比	55歳以上	65歳以上
H30年度	▲ 1.4	(1.2)	▲ 4.2	1.2	▲ 3.7	1.7	▲ 4.1	▲ 6.6	4.9	48.0	8.6	13.3
R元年度	0.7	(6.7)	▲ 1.1	0.8	2.1	▲ 0.5	6.8	▲ 5.7	7.8	51.3	13.5	23.2
R２年度	▲ 3.5	(▲5.1)	▲ 10.0	▲ 1.2	20.0	▲ 9.0	6.3	▲ 5.7	▲ 1.3	52.5	▲ 1.7	▲ 4.7
R３年度	▲ 2.9	(▲0.7)	4.8	▲ 4.0	▲ 24.1	5.0	▲ 19.2	▲ 3.7	▲ 2.3	52.8	▲ 0.4	5.6
R４年度	▲ 0.4	(1.2)	2.6	▲ 1.1	▲ 9.7	1.8	▲ 7.4	▲ 3.0	1.9	54.1	3.2	7.0
R５年度	▲ 1.5	(0.8)	▲ 5.0	1.6	11.7	▲ 0.2	▲ 5.5	▲ 6.7	2.9	56.5	3.8	1.3
R６年度	▲ 6.9	(▲4.0)	▲ 7.1	▲ 6.0	▲ 13.4	▲ 3.8	▲ 11.2	▲ 10.1	▲ 4.4	58.0	▲ 0.2	3.4
R７年度	▲ 2.2	(▲2.5)	▲ 6.1	▲ 0.7	▲ 2.4	0.2	4.1	▲ 4.8	▲ 0.4	59.1	1.4	2.9
R7. 8	▲ 5.0	(▲4.5)	▲ 8.1	▲ 4.9	▲ 10.2	▲ 3.4	9.5	▲ 14.5	2.8	59.6	6.5	6.8
	2,156	(848)	752	1,219	230	888	185	871	1,285	-	857	375
9	3.9	(0.7)	3.4	5.1	▲ 7.5	8.8	▲ 1.9	▲ 2.6	9.3	57.7	11.0	12.8
10	▲ 1.6	(▲8.3)	▲ 6.8	2.9	▲ 6.7	7.9	▲ 9.8	▲ 5.6	1.7	56.0	▲ 1.1	3.6
11	▲ 6.7	(▲8.1)	▲ 12.5	▲ 2.3	22.6	▲ 7.9	▲ 9.7	▲ 12.8	▲ 2.1	59.7	▲ 2.8	▲ 5.9
12	6.1	(9.5)	▲ 3.9	12.4	17.3	9.3	14.5	3.1	8.1	61.5	8.4	16.2
R8. 1	▲ 2.4	(1.3)	▲ 12.7	2.4	6.9	0.3	20.4	0.9	▲ 4.4	60.6	▲ 0.5	0.4
2	▲ 9.6	(▲9.7)	▲ 15.4	▲ 5.6	▲ 2.8	▲ 7.6	▲ 5.0	▲ 11.2	▲ 8.6	59.7	0.3	▲ 5.0
3	6.6	(4.4)	6.4	4.5	▲ 3.6	9.5	19.3	2.8	9.2	61.3	10.0	17.3
4	▲ 2.2	(▲0.1)	▲ 7.5	2.2	2.7	3.0	▲ 18.6	▲ 8.9	2.2	63.4	4.2	9.1
5	▲ 9.3	(▲3.9)	▲ 16.3	▲ 4.2	▲ 15.0	1.2	▲ 14.2	▲ 20.7	▲ 0.8	62.6	3.3	1.1
6	7.6	(6.6)	11.2	7.2	1.1	5.3	▲ 3.4	6.2	8.6	57.9	12.5	17.5
7	1.8	(5.9)	▲ 0.8	1.7	19.9	▲ 4.3	14.0	▲ 3.6	5.8	59.8	9.6	6.6
	2,515	(1,045)	829	1,474	332	1,009	212	1,012	1,503	-	1,051	486
R8. 8	**5.6**	**(11.1)**	**2.3**	**6.5**	**6.1**	**6.3**	**13.5**	**5.1**	**6.0**	**59.8**	**6.8**	**14.4**
	2,277	**(942)**	**769**	**1,298**	**244**	**944**	**210**	**915**	**1,362**	**-**	**915**	**429**
前年同月差	121	(94)	17	79	14	56	25	44	77	-	58	54

（注）
1．各年度及び各月欄は、対前年度比及び対前年同月比を表示。最新月、前月及び最新月の前年同月の下欄は新規求職者数。（原数値）
2．（　）内は新規求職者のうちパートタイム求職者。
3．▲は、減少である。
4．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いについては、１頁の注５を参照。
5．令和４年７月まで新規求職者計を除く項目は、パート及び臨時・季節を除いた内訳として計上していたが、令和４年８月からパート及び臨時・季節を含めた新規求職者数に変更。
※「無業者」とは、離職後１年を超える者、家事・育児従業者、学卒未就職者等をいいます。

職業別求職・求人の状況

管理的職業、専門的・技術的職業（主に看護師、薬剤師、建築・土木技術者等）、販売の職業、サービスの職業、保安の職業（警備員、交通誘導員等）、生産工程の職業、輸送・機械運転の職業、建設・採掘の職業について、有効求人倍率は１倍以上となりました。

一方、他の職業においては有効求人倍率が１倍を割っています。特に事務的職業において有効求人倍率が低くなっています。

令和８年8月

項目 / 職業別		有効求職 計	有効求職 男	有効求職 女	有効求人	有効求人倍率
実数(人)	合計	6,602	3,831	2,758	9,147	1.39
	A 管理的職業	22	20	2	35	1.59
	B 専門的・技術的職業	919	480	439	2,067	2.25
	C 事務的職業	1,731	555	1,171	869	0.50
	D 販売の職業	375	244	131	688	1.83
	E サービスの職業	701	332	369	1,336	1.91
	F 保安の職業	81	76	5	269	3.32
	G 農林漁業の職業	151	120	31	102	0.68
	H 生産工程の職業	1,109	789	316	1,803	1.63
	I 輸送・機械運転の職業	282	265	17	794	2.82
	J 建設・採掘の職業	174	172	2	720	4.14
	K 運搬・清掃・包装等の職業	649	495	153	464	0.71
	分類不能	408	283	122	0	0.00
構成比(%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	－
	A 管理的職業	0.3	0.5	0.1	0.4	－
	B 専門的・技術的職業	13.9	12.5	15.9	22.6	－
	C 事務的職業	26.2	14.5	42.5	9.5	－
	D 販売の職業	5.7	6.4	4.7	7.5	－
	E サービスの職業	10.6	8.7	13.4	14.6	－
	F 保安の職業	1.2	2.0	0.2	2.9	－
	G 農林漁業の職業	2.3	3.1	1.1	1.1	－
	H 生産工程の職業	16.8	20.6	11.5	19.7	－
	I 輸送・機械運転の職業	4.3	6.9	0.6	8.7	－
	J 建設・採掘の職業	2.6	4.5	0.1	7.9	－
	K 運搬・清掃・包装等の職業	9.8	12.9	5.5	5.1	－
	分類不能	6.2	7.4	4.4	0.0	－

（注） ① 「常用」の原数値（パート及び臨時・季節を除く）です。

② 求職申込書における「性別」欄の記載が任意となっていることから、男女別の合計は全体の値と一致しない場合もあります。

③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いについては、１頁の注５を参照。

④ 令和5年度から日本標準職業分類を用いています。

用語解説：
専門的･技術的職業；「高度の専門的水準において、科学的知識を応用し、技術的な業務に従事するもの及び医療･法律･教育･宗教･芸術･その他専門的性質の業務に従事するもの」をいう。

職業別求人・求職バランスシート

令和８年8月

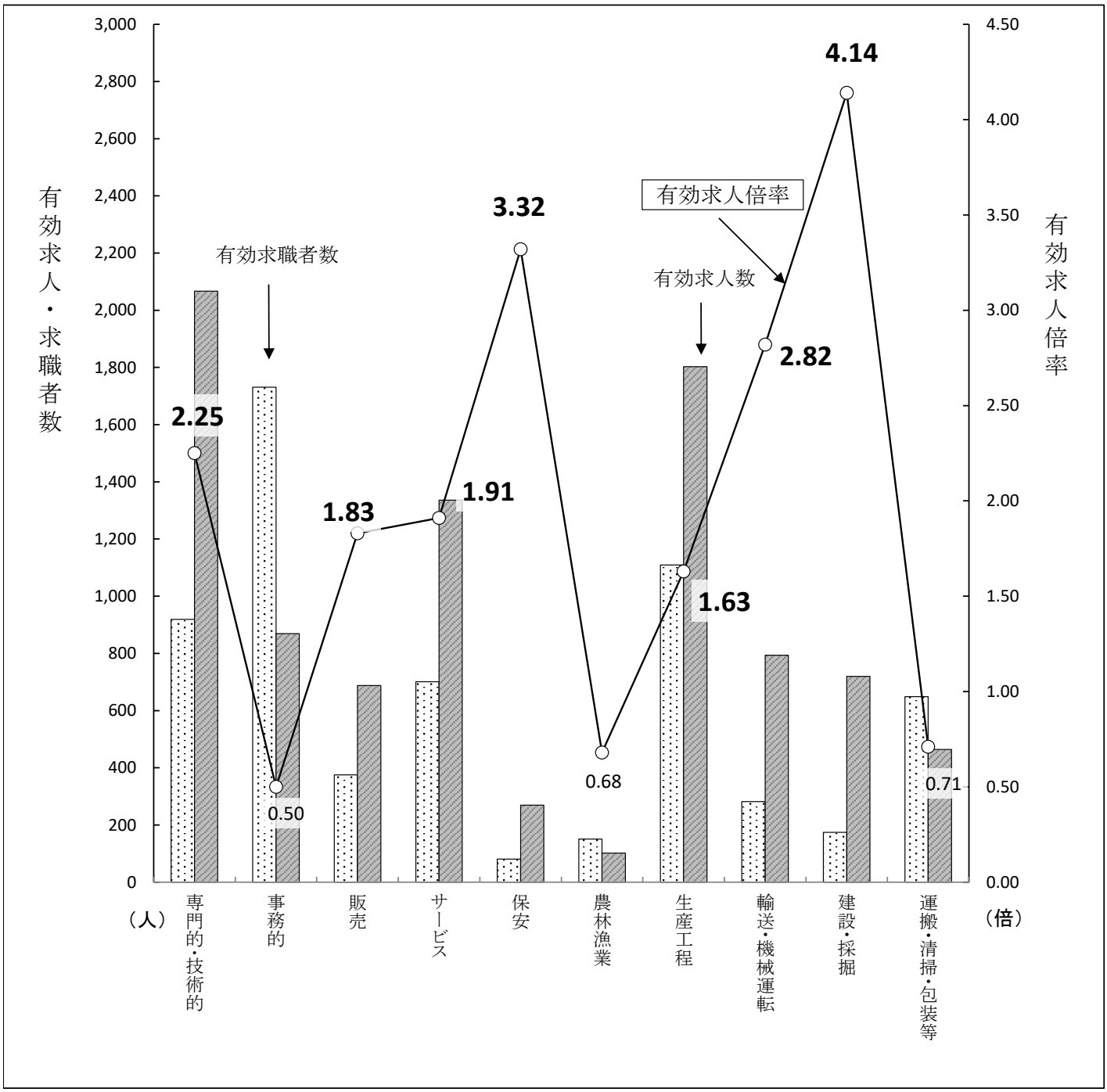

職業	専門的・技術的	事務的	販売	サービス	保安	農林漁業	生産工程	輸送・機械運転	建設・採掘	運搬・清掃・包装等	合計
有効求人数	2,067	869	688	1,336	269	102	1,803	794	720	464	9,147
有効求職者数	919	1,731	375	701	81	151	1,109	282	174	649	6,602
有効求人倍率	**2.25**	0.50	**1.83**	**1.91**	**3.32**	0.68	**1.63**	**2.82**	**4.14**	0.71	**1.39**

（注）
① 「常用」の原数値（パート及び臨時・季節を除く）です。
② ［職業］の合計欄には、［管理的職業］、［分類不能］を含みます。
③ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注5を参照。
④ 令和5年度から日本標準職業分類を用いています。

企　業　整　備　状　況

令和8年度

【前年(同月)比】(件、人、%)

項目		合計 件数	対前年増減率	合計 人員	対前年増減率	内訳 人員整理 件数	人員整理 人員	倒産 件数	倒産 人員	規模別(件数) 29人以下	30～99人	100～499人	500人以上	中高年齢者数
令和元年度		36	(56.5)	494	(10.8)	34	458	2	36	29	5	2	0	340
令和２年度		74	(105.6)	1,163	(135.4)	72	1,091	2	72	38	20	16	0	795
令和３年度		31	(▲ 58.1)	475	(▲ 59.2)	28	430	3	45	19	8	3	1	309
令和４年度		45	(45.2)	704	(48.2)	40	610	5	94	30	7	8	0	464
令和５年度		46	(2.2)	801	(13.8)	43	726	3	75	26	16	4	0	578
令和６年度		34	(▲ 26.1)	455	(▲ 43.2)	33	436	1	19	29	3	2	0	313
令和７年度		30	(▲ 11.8)	495	(8.8)	28	441	2	54	21	6	2	1	366
令和８年度		9	(▲ 70.0)	153	(▲ 69.1)	7	127	2	26	6	2	1	0	107
令和７年度	4月	3	(▲ 25.0)	24	(▲ 54.7)	3	24	0	0	3	0	0	0	17
	5月	3	(0.0)	42	(50.0)	3	42	0	0	1	0	1	1	42
	6月	4	(100.0)	75	(257.1)	4	75	0	0	4	0	0	0	46
	7月	3	(0.0)	55	(▲ 12.7)	2	48	1	7	2	1	0	0	43
	8月	2	(▲ 33.3)	16	(▲ 57.9)	2	16	0	0	2	0	0	0	7
	9月	3	(200.0)	43	(616.7)	3	43	0	0	2	1	0	0	23
	10月	1	(▲ 75.0)	14	(▲ 81.8)	1	14	0	0	0	1	0	0	8
	11月	5	(150.0)	85	(400.0)	4	38	1	47	4	1	0	0	75
	12月	1	(0.0)	6	(▲ 45.5)	1	6	0	0	1	0	0	0	6
	1月	1	(▲ 50.0)	62	(169.6)	1	62	0	0	0	1	0	0	40
	2月	2	(▲ 66.7)	35	(▲ 55.7)	2	35	0	0	1	0	1	0	22
	3月	2	(▲ 33.3)	38	(▲ 2.6)	2	38	0	0	1	1	0	0	37
令和８年度	4月	3	(0.0)	47	(95.8)	3	47	0	0	2	1	0	0	31
	5月	2	(▲ 33.3)	28	(▲ 33.3)	1	22	1	6	2	0	0	0	11
	6月	3	(▲ 25.0)	56	(▲ 25.3)	2	36	1	20	2	0	1	0	43
	7月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8月	1	(▲ 50.0)	22	(37.5)	1	22	0	0	0	1	0	0	22
	9月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3月	0	(▲ 100.0)	0	(▲ 100.0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 県内の公共職業安定所を通じて、**5人以上の解雇・雇止めについて**事業所からの任意の届出により把握した状況です。
企業整備が複数月に亘って実施される場合は、開始月に一括して計上しています。

※▲は、減少である。 ※(-)は前年同月の数値が「0」のため計算不可。
※令和8年度の数値は、令和9年3月迄の合計であり、「対前年増減率」の数値は、令和7年度との比較。
※届出の状況により数値が変更となる場合があります。

◆企業整備状況を前年同月差でみると、件数は1件(50.0%)減少、企業整備人員は6人(37.5%)増加となりました。
企業整備人員22人のうち、男性10人(45.5%)、女性が12人(54.5%)です。
年齢構成では、45歳以上の中高年齢者層は22人(100.0%)です。

雇用保険関係主要指標（適用関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

年度	1 適用事業所数	対前年増減率	2 被保険者数	対前年増減率	3 資格取得者数	対前年増減率	4 資格喪失者数	対前年増減率	5 4のうち解雇者数	対前年増減率	6 離職票交付枚数	対前年増減率	7 事務組合数	事務組合委託状況 8 事業所数	対前年増減率	9 被保険者数	対前年増減率
２９年度	14,120	1.6	217,769	2.6	41,584	2.6	35,548	3.2	2,158	▲ 2.4	22,398	▲ 0.0	79	5,161	1.9	30,649	2.7
３０年度	14,194	0.5	221,332	1.6	41,120	▲ 1.1	37,462	5.4	2,178	0.9	23,410	4.5	79	5,167	0.1	31,087	1.4
元 年度	14,323	0.9	223,532	1.0	39,926	▲ 2.9	37,568	0.3	2,627	20.6	24,554	4.9	78	5,203	0.7	31,673	1.9
2 年度	14,717	2.8	225,260	0.8	37,512	▲ 6.0	35,393	▲ 5.8	3,086	17.5	23,077	▲ 6.0	78	5,303	1.9	31,607	▲ 0.2
3 年度	14,968	1.7	225,741	0.2	36,179	▲ 3.6	35,602	0.6	1,700	▲ 44.9	22,237	▲ 3.6	78	5,332	0.5	31,490	▲ 0.4
4 年度	15,106	0.9	227,046	0.6	38,536	6.5	37,524	5.4	1,845	8.5	23,893	7.4	78	5,367	0.7	31,724	0.7
5 年度	15,224	0.8	227,329	0.1	37,572	▲ 2.5	37,792	0.7	2,441	32.3	24,716	3.4	78	5,389	0.4	32,012	0.9
6 年度	15,405	1.2	228,067	0.3	37,368	▲ 0.5	36,679	▲ 2.9	2,071	▲ 15.2	23,690	▲ 4.2	77	5,438	0.9	32,067	0.2
7 年度	15,485	0.5	228,932	0.4	36,652	▲ 1.9	36,035	▲ 1.8	1,953	▲ 5.7	23,456	▲ 1.0	78	5,423	▲ 0.3	32,109	0.1
令和7年度 4月	15,392	1.0	227,601	0.3	5,897	▲ 2.5	6,328	▲ 2.0	355	▲ 20.4	4,169	1.2	78	5,410	0.6	32,070	0.7
5 月	15,418	1.1	229,774	0.2	5,213	▲ 7.0	3,119	▲ 5.4	132	▲ 15.4	1,857	▲ 11.6	78	5,411	0.8	32,189	0.4
6 月	15,428	1.1	230,389	0.3	3,222	4.9	2,714	6.1	130	▲ 9.1	1,691	7.8	78	5,403	0.5	32,211	0.4
7 月	15,454	1.1	230,046	0.2	2,825	▲ 4.5	3,126	▲ 3.2	240	10.1	2,016	▲ 4.0	78	5,411	0.5	32,181	0.4
8 月	15,479	1.2	230,066	0.3	2,384	▲ 0.5	2,386	▲ 6.4	102	▲ 31.5	1,587	▲ 6.9	78	5,423	0.6	32,218	0.4
9 月	15,411	1.0	230,005	0.3	2,356	▲ 10.5	2,467	▲ 9.2	95	▲ 17.4	1,648	▲ 10.6	78	5,411	0.3	32,198	0.3
１０月	15,414	0.8	229,641	0.4	2,761	▲ 6.6	3,115	▲ 11.9	159	4.6	2,159	11.7	78	5,411	0.1	32,234	0.3
１１月	15,423	0.8	229,732	0.4	2,209	▲ 7.8	2,087	▲ 5.4	118	26.9	1,385	▲ 5.7	78	5,419	0.2	32,248	0.2
１２月	15,450	0.8	229,697	0.3	2,206	0.5	2,262	7.7	146	32.7	1,470	▲ 1.6	78	5,425	0.2	32,240	0.1
1 月	15,450	0.5	229,044	0.4	2,586	9.9	3,281	3.7	227	44.6	2,171	4.0	78	5,417	▲ 0.1	32,079	▲ 0.0
2 月	15,471	0.5	228,962	0.3	2,264	▲ 1.2	2,396	6.4	136	0.7	1,546	▲ 1.5	78	5,417	▲ 0.3	32,093	0.1
3 月	15,485	0.5	228,932	0.4	2,729	10.8	2,754	5.4	113	▲ 42.6	1,757	3.3	78	5,423	▲ 0.3	32,109	0.1
令和8年度 4月	15,537	0.9	228,630	0.5	5,857	▲ 0.7	6,078	▲ 4.0	382	7.6	3,970	▲ 4.8	77	5,429	0.4	32,359	0.9
5 月	15,566	1.0	230,964	0.5	4,768	▲ 8.5	2,676	▲ 14.2	171	29.5	1,762	▲ 5.1	77	5,419	0.1	32,583	1.2
6 月	15,557	0.8	231,321	0.4	3,013	▲ 6.5	2,793	2.9	153	17.7	1,669	▲ 1.3	77	5,396	▲ 0.1	32,472	0.8
7 月	15,552	0.6	231,176	0.5	2,839	0.5	3,028	▲ 3.1	174	▲ 27.5	1,973	▲ 2.1	77	5,398	▲ 0.2	32,504	1.0
8 月	15,556	0.5	231,100	0.4	2,508	5.2	2,542	6.5	80	▲ 21.6	1,657	4.4	77	5,398	▲ 0.5	32,488	0.8
9 月																	
１０月																	
１１月																	
１２月																	
1 月																	
2 月																	
3 月																	

＊１欄「適用事業所数」、２欄「被保険者数」、７欄「事務組合数」、事務組合委託状況の８欄「事業所数」、９欄「被保険者数」の年度数は、当該年度の年度末（３月）の数値です。

＊「７欄事務組合数」は、公共職業安定所の所掌する事務組合の数です。

雇用保険関係主要指標（給付関係）

山梨労働局職業安定部職業安定課

金額単位：千円

年度	1 一般受給資格 決定件数	対前年増減率	2 基本手当 初回受給者数	対前年増減率	3 求職者給付 一般被保険者 受給者実人員	対前年増減率	一般被保険者（基本手当）支給金額	高年齢継続被保険者（高年齢求職者給付）受給者数	支給金額	短期雇用特例被保険者（特例一時金）受給者数	支給金額	4 就職促進給付 再就職手当 支給人員	支給金額	常用就職支度手当 支給人員	支給金額	5 失業等給付支給総額	対前年増減率
２８年度	8,021	▲ 7.8	6,339	▲ 10.7	2,300	▲ 14.6	3,257,912	1,496	327,613	295	55,872	2,334	748,993	46	5,092	7,622,022	▲ 9.6
２９年度	7,683	▲ 4.2	6,054	▲ 4.5	2,168	▲ 5.7	3,079,671	1,554	326,447	301	57,304	2,470	924,162	25	3,781	7,744,578	1.6
３０年度	7,805	1.6	6,000	▲ 0.9	2,149	▲ 0.9	3,130,716	1,783	387,012	292	55,748	2,508	964,723	14	2,193	8,034,302	3.7
元年度	8,099	3.8	6,648	10.8	2,315	7.7	3,450,931	2,327	505,350	271	53,053	2,524	996,447	36	6,219	8,743,772	8.8
２年度	9,080	12.1	8,076	21.5	3,076	32.9	4,704,579	2,428	518,897	231	45,498	2,169	877,120	54	8,710	10,724,324	22.7
３年度	7,529	▲ 17.1	6,459	▲ 20.0	2,457	▲ 20.1	3,733,799	2,395	517,605	235	45,243	2,089	796,371	39	6,535	9,406,511	▲ 12.3
４年度	7,729	2.7	6,317	▲ 2.2	2,276	▲ 7.4	3,428,245	2,567	560,248	237	45,674	2,021	787,649	17	2,940	9,224,287	▲ 1.9
５年度	8,369	8.3	7,115	12.6	2,581	13.4	3,972,979	2,603	583,378	252	50,327	2,475	1,016,656	19	2,527	9,979,238	8.2
６年度	7,503	▲ 10.3	6,332	▲ 11.0	2,350	▲ 9.0	3,848,632	2,710	616,657	216	44,490	2,326	968,605	16	2,306	9,705,486	▲ 2.7
７年度	7,811	4.1	7,438	17.5	2,599	10.6	4,151,618	2,712	641,796	192	40,686	2,237	983,464	13	2,403	10,410,328	7.3
令和７年度 ４月	977	▲ 0.6	611	▲ 7.0	2,040	▲ 6.3	256,537	302	70,167	0	0	139	60,818	0	0	748,153	8.4
５月	774	▲ 24.0	765	▲ 7.0	2,333	▲ 4.0	311,906	417	101,994	1	233	246	110,042	3	457	974,169	3.8
６月	605	▲ 16.4	617	▲ 10.7	2,517	▲ 7.3	309,646	265	61,285	1	254	219	100,799	0	0	785,083	▲ 3.6
７月	689	4.7	871	24.3	2,917	1.5	413,191	194	45,993	0	0	200	87,878	1	166	940,786	9.8
８月	555	▲ 9.5	609	▲ 4.5	2,883	▲ 3.9	386,050	180	44,480	0	0	192	80,144	2	342	814,137	▲ 3.2
９月	583	▲ 19.4	568	8.4	2,954	3.9	390,605	189	45,346	0	0	162	69,221	0	0	890,006	2.9
１０月	762	7.2	629	12.5	2,887	2.4	420,161	169	39,754	1	206	221	91,180	0	0	921,158	9.3
１１月	488	▲ 22.0	545	▲ 11.1	2,627	▲ 1.9	339,190	184	43,657	0	0	140	59,491	1	198	832,675	▲ 8.7
１２月	482	0.8	505	3.3	2,548	0.8	305,866	201	45,328	6	1,251	188	80,988	0	0	791,800	4.2
１月	716	17.4	578	26.2	2,560	6.1	391,954	151	34,991	46	8,944	191	86,113	2	408	952,338	7.2
２月	558	▲ 13.6	482	▲ 6.4	2,375	3.6	293,177	247	59,121	131	28,489	141	61,817	2	451	802,502	6.2
３月	622	7.4	658	47.2	2,546	15.3	333,336	213	49,679	6	1,309	198	94,973	2	381	957,522	17.5
令和８年度 ４月	859	▲ 12.1	565	▲ 7.5	2,338	14.6	332,901	347	84,355	1	237	174	78,692	1	201	892,600	19.3
５月	768	▲ 0.8	762	▲ 0.4	2,476	6.1	325,855	448	112,237	4	952	240	103,546	2	420	1,007,591	3.4
６月	612	1.2	714	15.7	2,802	11.3	363,637	303	74,213	2	476	238	109,614	3	512	885,370	12.8
７月	650	▲ 5.7	661	▲ 24.1	2,768	▲ 5.1	417,769	191	45,283	0	0	193	85,458	1	89	974,532	3.6
８月	541	▲ 2.5	531	▲ 12.8	2,725	▲ 5.5	363,948	206	53,565	0	0	202	92,774	1	223	835,414	2.6
９月																	
１０月																	
１１月																	
１２月																	
１月																	
２月																	
３月																	

＊受給者実人員の年度数は、年度平均です。また、支給金額の年度累計額は四捨五入のため合わない場合があります。
＊失業等給付支給総額には、日雇労働求職者給付金は含まれていません。
＊「3求職者給付」のうち、短期雇用特例被保険者(特例一時金)の支給金額には、追加給付分が含まれています。

新 規

時系列職業紹介統計表

山梨労働局 職業安定部 職業安定課

1. 新規求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	3,338	3,248	3,301	3,202	2,929	3,163	3,108	3,244	3,210	2,789	3,191	3,356
2018	30年	3,006	3,134	3,178	3,213	3,154	2,930	2,954	3,169	3,090	3,167	3,055	3,098
2019	31・元年	3,060	3,070	3,132	3,070	3,252	3,219	3,303	3,023	3,083	3,050	3,116	3,436
2020	2年	3,282	3,155	3,037	2,754	2,811	3,245	3,164	3,129	2,987	3,002	2,990	2,887
2021	3年	2,871	3,123	2,869	2,886	2,897	2,754	2,925	2,990	2,875	2,956	3,006	2,873
2022	4年	2,900	2,858	3,172	2,942	2,928	2,933	2,868	2,862	2,943	2,879	2,851	2,776
2023	5年	2,849	2,900	2,903	2,956	2,876	2,956	2,832	2,913	2,913	2,876	2,844	2,905
2024	6年	2,897	2,820	2,771	2,740	2,721	2,711	2,739	2,641	2,682	2,674	2,598	2,603
2025	7年	2,758	2,613	2,563	2,599	2,684	2,530	2,614	2,635	2,609	2,589	2,712	2,745
2026	8年	2,716	2,404	2,658	2,576	2,646	2,647	2,608	2,650				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年２月の5,146人、過去最低数は昭和44年３月の1,032人

2. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	6,290	5,979	5,583	6,222	5,936	6,011	6,337	6,239	6,256	6,109	6,336	6,628
2018	30年	6,295	6,182	6,559	6,716	6,089	6,304	6,592	6,462	6,461	6,767	6,306	6,071
2019	31・元年	6,402	6,612	6,358	6,503	6,756	6,412	6,577	6,731	5,993	6,140	6,005	5,909
2020	2年	6,045	5,811	5,164	3,809	4,854	4,797	4,701	4,871	5,017	5,010	5,581	5,304
2021	3年	4,720	5,583	5,765	5,035	5,751	6,002	5,725	5,583	6,040	6,095	6,188	6,196
2022	4年	5,961	5,888	6,413	6,112	6,449	6,724	6,625	6,536	**7,294**	6,422	6,224	6,916
2023	5年	6,216	6,178	6,012	6,389	6,164	5,881	6,013	6,181	6,002	5,497	6,102	6,176
2024	6年	6,233	5,946	6,081	6,029	5,549	6,086	6,086	5,758	5,772	5,996	5,645	5,629
2025	7年	5,979	5,869	5,755	5,825	6,052	5,349	5,530	5,838	5,659	5,592	5,919	5,518
2026	8年	5,848	5,864	5,866	5,551	6,217	6,254	6,052	6,478				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和４年９月の7,294人、過去最低数は昭和52年12月の1,721人

3. 山梨県の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	1.88	1.84	1.69	1.94	2.03	1.90	2.04	1.92	1.95	2.19	1.99	1.97
2018	30年	2.09	1.97	2.06	2.09	1.93	2.15	2.23	2.04	2.09	2.14	2.06	1.96
2019	31・元年	2.09	2.15	2.03	2.12	2.08	1.99	1.99	2.23	1.94	2.01	1.93	1.72
2020	2年	1.84	1.84	1.70	1.38	1.73	1.48	1.49	1.56	1.68	1.67	1.87	1.84
2021	3年	1.64	1.79	2.01	1.74	1.99	2.18	1.96	1.87	2.10	2.06	2.06	2.16
2022	4年	2.06	2.06	2.02	2.08	2.20	2.29	2.31	2.28	2.48	2.23	2.18	2.49
2023	5年	2.18	2.13	2.07	2.16	2.14	1.99	2.12	2.12	2.06	1.91	2.15	2.13
2024	6年	2.15	2.11	2.19	2.20	2.04	2.24	2.22	2.18	2.15	2.24	2.17	2.16
2025	7年	2.17	2.25	2.25	2.24	2.25	2.11	2.12	2.22	2.17	2.16	2.18	2.01
2026	8年	2.15	2.44	2.21	2.15	2.35	2.36	2.32	2.44				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成２年11月の4.62倍、過去最低倍率は平成21年３月の0.69倍

4. 全国の新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	2.13	2.16	2.14	2.18	2.28	2.24	2.25	2.22	2.26	2.36	2.31	2.40
2018	30年	2.36	2.34	2.37	2.37	2.37	2.45	2.45	2.37	2.47	2.38	2.41	2.40
2019	31・元年	2.47	2.48	2.44	**2.49**	2.48	2.39	2.36	2.43	2.31	2.42	2.35	2.39
2020	2年	2.08	2.26	2.25	1.88	1.93	1.73	1.71	1.83	1.93	1.78	1.97	2.01
2021	3年	2.01	1.96	2.02	1.92	2.12	2.09	1.97	1.99	2.08	2.03	2.03	2.16
2022	4年	2.17	2.22	2.18	2.22	2.24	2.25	2.32	2.29	2.31	2.34	2.36	2.37
2023	5年	2.35	2.34	2.29	2.30	2.34	2.31	2.28	2.30	2.25	2.25	2.26	2.26
2024	6年	2.25	2.26	2.28	2.19	2.24	2.25	2.24	2.30	2.21	2.25	2.25	2.26
2025	7年	2.30	2.31	2.27	2.26	2.18	2.18	2.18	2.15	2.13	2.12	2.14	2.14
2026	8年	2.11	2.10	2.15	2.11	2.11	2.16	2.10	2.06				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は平成31年４月の2.49倍、過去最低倍率は平成21年５月の0.76倍

有 効

1. 有効求職者数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)　　山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	12,749	12,757	12,847	12,699	12,548	12,455	12,412	12,508	12,689	12,244	12,336	12,352
2018	30年	12,418	12,342	12,325	12,469	12,526	12,443	12,305	12,326	12,336	12,475	12,616	12,610
2019	31・元年	12,483	12,428	12,459	12,527	12,643	12,769	12,924	12,855	12,802	12,539	12,624	12,793
2020	2年	13,187	13,223	13,045	12,363	12,259	12,655	13,432	14,188	14,281	14,323	14,388	14,090
2021	3年	13,837	13,807	13,550	13,430	13,280	13,154	13,060	13,072	12,957	12,969	12,963	12,963
2022	4年	13,023	12,933	13,075	13,119	13,164	13,136	13,078	13,027	13,042	12,966	12,855	12,849
2023	5年	12,968	13,125	13,326	13,358	13,484	13,599	13,659	13,727	13,776	13,773	13,619	13,805
2024	6年	13,846	13,961	13,599	13,377	13,436	13,470	13,431	13,390	13,289	13,148	13,109	13,115
2025	7年	13,141	13,014	12,771	12,663	12,831	12,755	12,726	12,661	12,597	12,603	12,572	12,450
2026	8年	12,505	12,266	12,177	12,208	12,252	12,199	12,008	12,043				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は平成21年７月の21,706人、過去最低数は昭和44年２月の3,810人

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	16,197	16,548	16,648	17,010	16,811	17,005	16,983	17,241	17,488	17,344	17,684	17,988
2018	30年	18,267	18,215	17,923	18,393	18,394	17,992	17,963	18,326	18,444	18,457	18,336	18,027
2019	31・元年	17,901	18,086	18,123	18,081	18,341	18,642	18,658	18,293	17,888	17,424	16,933	16,924
2020	2年	17,030	16,837	15,562	13,640	12,402	12,423	12,768	13,038	13,255	13,644	14,120	14,647
2021	3年	14,321	14,640	15,110	15,443	15,661	15,782	16,209	16,094	16,147	16,565	16,718	17,014
2022	4年	17,101	17,004	17,444	17,645	18,032	18,516	18,698	18,822	**19,429**	18,965	18,648	18,535
2023	5年	18,421	18,495	17,948	18,015	17,907	17,537	17,265	17,200	17,023	16,583	16,724	16,893
2024	6年	17,656	17,561	17,228	17,117	17,032	17,241	17,232	17,218	16,907	16,848	16,820	16,822
2025	7年	16,732	16,625	16,613	16,619	16,855	16,540	16,375	16,213	16,480	16,480	16,558	16,437
2026	8年	16,516	16,435	16,791	16,741	16,778	17,274	17,622	18,108				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高数は令和４年９月の19,429人、過去最低数は昭和40年12月の5,466人

3. 山梨県の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	1.27	1.30	1.30	1.34	1.34	1.37	1.37	1.38	1.38	1.42	1.43	1.46
2018	30年	1.47	1.48	1.45	1.48	1.47	1.45	1.46	1.49	1.50	1.48	1.45	1.43
2019	31・元年	1.43	1.46	1.45	1.44	1.45	1.46	1.44	1.42	1.40	1.39	1.34	1.32
2020	2年	1.29	1.27	1.19	1.10	1.01	0.98	0.95	0.92	0.93	0.95	0.98	1.04
2021	3年	1.03	1.06	1.12	1.15	1.18	1.20	1.24	1.23	1.25	1.28	1.29	1.31
2022	4年	1.31	1.31	1.33	1.34	1.37	1.41	1.43	1.44	1.49	1.46	1.45	1.44
2023	5年	1.42	1.41	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.20	1.23	1.22
2024	6年	1.28	1.26	1.27	1.28	1.27	1.28	1.28	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28
2025	7年	1.27	1.28	1.30	1.31	1.31	1.30	1.29	1.28	1.31	1.31	1.32	1.32
2026	8年	1.32	1.34	1.38	1.37	1.37	1.42	1.47	1.50				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の3.79倍、過去最低倍率は平成21年７月、８月の0.39倍

4. 全国の有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	1.43	1.45	1.45	1.48	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.58
2018	30年	1.60	1.59	1.59	1.59	1.60	1.62	1.63	1.63	1.64	1.63	1.63	1.62
2019	31・元年	1.63	1.63	1.63	1.63	1.62	1.61	1.60	1.60	1.59	1.59	1.57	1.56
2020	2年	1.49	1.44	1.40	1.31	1.19	1.12	1.08	1.05	1.04	1.04	1.05	1.06
2021	3年	1.08	1.09	1.10	1.10	1.11	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17
2022	4年	1.19	1.21	1.22	1.24	1.26	1.27	1.29	1.31	1.33	1.34	1.35	1.35
2023	5年	1.35	1.33	1.32	1.32	1.31	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.28	1.27
2024	6年	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.24	1.24	1.25	1.26	1.26	1.25
2025	7年	1.25	1.25	1.25	1.25	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20
2026	8年	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	1.18	1.18	1.18				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和７年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。
※昭和38年度以降の統計史上で過去最高倍率は昭和48年11月の1.93倍、過去最低倍率は平成21年８月の0.42倍

就業地別

1. 新規求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)　　山梨労働局 職業安定部 職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	6,809	6,670	6,434	6,963	6,605	6,637	7,195	7,099	7,103	6,942	7,128	7,666
2018	30年	7,118	7,054	7,519	**7,810**	6,654	6,990	7,424	7,423	7,309	7,539	7,300	6,918
2019	31・元年	7,249	7,458	7,268	7,147	7,509	7,277	6,962	7,587	6,970	6,876	6,772	6,983
2020	2年	6,695	6,518	6,190	4,364	4,926	5,331	5,300	5,230	5,494	5,627	6,042	5,940
2021	3年	5,380	6,230	6,552	5,631	6,172	6,526	6,434	6,372	6,679	6,775	6,927	6,817
2022	4年	6,857	6,756	7,323	7,105	7,146	7,289	7,543	7,475	7,663	7,599	7,120	7,619
2023	5年	7,261	7,236	7,018	7,232	7,117	6,791	6,866	7,375	6,806	6,505	6,967	6,902
2024	6年	7,112	6,880	6,943	6,874	6,698	7,098	6,937	6,848	6,944	7,218	6,505	6,622
2025	7年	7,270	6,724	6,666	6,822	6,882	6,156	6,508	6,878	6,617	6,592	6,883	6,710
2026	8年	6,980	6,641	7,101	6,627	6,970	7,156	7,033	7,088				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和２年３月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。

2. 有効求人数(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	18,087	18,467	18,653	19,105	19,025	19,176	19,388	19,655	20,047	19,854	20,120	20,450
2018	30年	20,736	20,678	20,170	20,956	21,041	20,584	20,506	20,937	20,923	20,946	20,928	20,517
2019	31・元年	20,266	20,422	20,317	20,138	20,516	20,859	20,826	20,483	20,125	19,598	19,278	19,347
2020	2年	19,260	18,895	17,574	15,789	14,071	13,865	14,190	14,489	14,637	15,203	15,812	16,323
2021	3年	15,984	16,291	16,873	17,303	17,514	17,641	18,129	18,041	18,135	18,593	18,883	19,149
2022	4年	19,290	19,135	19,785	20,104	20,568	20,995	21,151	21,283	**21,595**	21,285	21,115	21,105
2023	5年	20,989	21,170	20,845	20,907	20,738	20,401	20,077	20,077	19,715	19,466	19,371	19,493
2024	6年	20,051	19,914	19,712	19,727	19,732	20,272	20,331	20,287	19,955	20,175	20,001	19,867
2025	7年	19,759	19,556	19,493	19,477	19,601	19,286	19,110	19,090	19,300	19,275	19,402	19,394
2026	8年	19,331	19,200	19,772	19,660	19,749	20,093	20,285	20,613				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和２年３月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。

3. 就業地別新規求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	2.04	2.05	1.95	2.17	2.26	2.10	2.31	2.19	2.21	2.49	2.23	2.28
2018	30年	2.37	2.25	2.37	2.43	2.11	2.39	2.51	2.34	2.37	2.38	2.39	2.23
2019	31・元年	2.37	2.43	2.32	2.33	2.31	2.26	2.11	2.51	2.26	2.25	2.17	2.03
2020	2年	2.04	2.07	2.04	1.58	1.75	1.64	1.68	1.67	1.84	1.87	2.02	2.06
2021	3年	1.87	1.99	2.28	1.95	2.13	2.37	2.20	2.13	2.32	2.29	2.30	2.37
2022	4年	2.36	2.36	2.31	2.42	2.44	2.49	2.63	2.61	2.60	2.64	2.50	2.74
2023	5年	2.55	2.50	2.42	2.45	2.47	2.30	2.42	2.53	2.34	2.26	2.45	2.38
2024	6年	2.45	2.44	2.51	2.51	2.46	2.62	2.53	2.59	2.59	2.70	2.50	2.54
2025	7年	2.64	2.57	2.60	2.62	2.56	2.43	2.49	2.61	2.54	2.55	2.54	2.44
2026	8年	2.57	**2.76**	2.67	2.57	2.63	2.70	2.70	2.67				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和２年３月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。
※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。

4. 就業地別有効求人倍率(季節調整値;新規学卒を除きパートを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2017	29年	1.42	1.45	1.45	1.50	1.52	1.54	1.56	1.57	1.58	1.62	1.63	1.66
2018	30年	1.67	1.68	1.64	1.68	1.68	1.65	1.67	1.70	1.70	1.68	1.66	1.63
2019	31・元年	1.62	1.64	1.63	1.61	1.62	1.63	1.61	1.59	1.57	1.56	1.53	1.51
2020	2年	1.46	1.43	1.35	1.28	1.15	1.10	1.06	1.02	1.02	1.06	1.10	1.16
2021	3年	1.16	1.18	1.25	1.29	1.32	1.34	1.39	1.38	1.40	1.43	1.46	1.48
2022	4年	1.48	1.48	1.51	1.53	1.56	1.60	1.62	1.63	1.66	1.64	1.64	1.64
2023	5年	1.62	1.61	1.56	1.57	1.54	1.50	1.47	1.46	1.43	1.41	1.42	1.41
2024	6年	1.45	1.43	1.45	1.47	1.47	1.50	1.51	1.52	1.50	1.53	1.53	1.51
2025	7年	1.50	1.50	1.53	1.54	1.53	1.51	1.50	1.51	1.53	1.53	1.54	1.56
2026	8年	1.55	1.57	1.62	1.61	1.61	1.65	1.69	**1.71**				

※季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。
※令和２年３月以前の就業地別季節求人については、求人受理所を就業地とみなして集計している。
※就業地として複数の市区町村が挙げられている求人については、求人数を該当の市区町村に割り当てることにより集計している。
※就業地別求人倍率は、県内の雇用機会の規模をみるためのものです。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いは、１頁の注５を参照。

山梨労働局発表
令和８年１０月２日

山梨労働局職業安定部
職業安定課長　長田　光市
主任地方職業安定監察官　有泉　公恵
電話：055-225-2857

令和７年度のハローワークのマッチング機能に関する業務の総合評価結果等を公表します

厚生労働省では、ハローワークにおけるマッチング機能の強化を図るため、平成27年度から「ハローワークの総合評価」を実施しています。

これは、全国のハローワークにおいて業務毎に目標値を設定し、その達成状況等に応じて４段階の相対評価を行うことにより、マッチング機能に関する業務の質向上や継続的な業務改善を図ることを目的としたものです。（別添１）

今般、令和７年度の総合評価結果が決定しましたので、県内のハローワーク（５所）において、それぞれ重点的に取り組んだ内容や、今後のサービス・業務改善の取組等をまとめた「就職支援業務報告」（別添２）と併せて、次のとおり公表いたします。

山梨労働局（局長：岩﨑（いわさき）　充（みつる））及び各ハローワークでは、引き続き、この取り組みを通じて、利用者の視点に立ったサービスの質の向上に努めてまいります。

安定所名	令和７年度　総合評価結果
甲府公共職業安定所	標準的な成果
富士吉田公共職業安定所	標準的な成果
塩山公共職業安定所	標準的な成果
韮崎公共職業安定所	標準的な成果
鰍沢公共職業安定所	標準的な成果

※詳細は「就職支援業務報告（令和７年度）」別添２のとおり

1. ハローワーク総合評価について

【別添１】

○　平成27年度から、目標管理・業務改善の取組拡充等を柱とする「**ハローワーク総合評価**」を実施。

○　毎年、すべてのハローワークにおいて指標毎に目標値を設定し、その達成状況等に応じた４段階の相対評価等を実施。次年度以降の業務改善に繋げる。また、取組状況や評価結果は公表し、労働政策審議会（本省）や地方労働審議会（労働局）にも報告。

○　(１)目標管理、(２)実績公表・相対評価、(３)評価結果に基づく業務改善といった一連の流れを続けることにより、サービスの質の向上に向けた取組を継続的に実施。

（1）PDCAサイクルによる目標管理･取組の評価

- 就職件数等の**主要指標**のみに基づくPDCAサイクルによる目標管理を拡充し、
  - ① 業務の質に関する**補助指標**
  - ② ハローワーク毎に、地域の雇用の課題を踏まえ重点とする業務に関する**所重点指標**
  - ③ ハローワーク毎に、中長期的なマッチング機能強化のため、職員の資質向上や継続的な業務改善の取組を推進する評価項目である**所重点項目**

を加え、総合的な観点から目標管理を実施。
（【別紙1】参照）

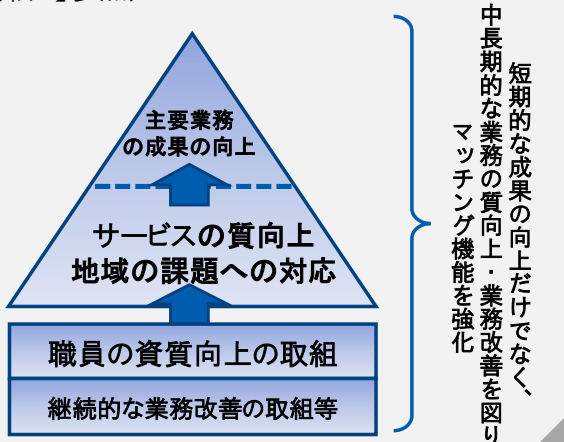

（2）ハローワークのマッチング機能の総合評価･利用者への公表

- 業務の成果について毎月公表
  →各労働局が所管ハローワークの主要指標の実績を毎月公表
- 年度終了後、業務の成果（主要指標･所重点指標）や質（補助指標）、職員の資質向上･業務改善の取組（所重点項目）の実施状況を踏まえ、ハローワーク毎に総合評価を実施。
  →労働市場の状況や業務量が同程度のハローワークを11グループに分け、同一グループ内で相対評価
  （【別紙2】参照）
- ハローワーク毎に総合評価結果及び業務改善の取組等をまとめ、各労働局が公表。

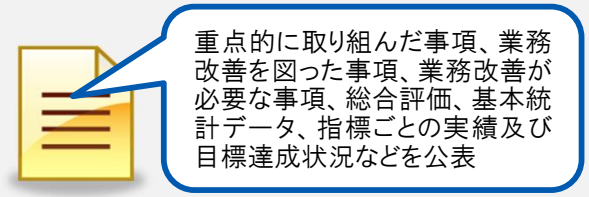

- 総合評価結果を、労働局は地方労働審議会、本省は労働政策審議会に報告。

（3）評価結果に基づく全国的な業務改善

- ハローワークのマッチング機能の強化を図るため、評価結果をもとに、本省･労働局による個別のハローワークへの重点指導や好事例の全国展開を実施
  - ① 評価結果に基づき、本省から、労働局･ハローワークに対する問題状況の改善指導
  - ② 一定の基準に該当するハローワークは改善計画を作成、本省･労働局が重点指導
  - ③ 労働市場の状況や業務量が同程度のハローワークにおいて、相対的に高評価となったハローワークにおける取組事例を全国展開

次年度以降も
(1)～(3)を実施

【別紙１】ハローワーク総合評価（令和７年度）の評価指標の構成

1　全ハローワーク共通の評価指標

◆主要指標

ハローワークのマッチング機能に関する業務のうち、特に**中核業務の成果**を測定する評価指標

- ○　就職件数（一般）
- ○　充足数（一般・受理地ベース）
- ○　雇用保険受給者の早期再就職割合

◆補助指標

ハローワークのマッチング機能に関する**業務の質**を測定する評価指標

- ○　満足度（求人者）
- ○　満足度（求職者）

◆所重点項目

中長期的なマッチング機能向上のための、**職員の資質向上や継続的な業務改善の取組**に関する評価指標

- ○　事業所訪問の実施
- ○　キャリアコンサルティング研修受講及び資格取得
- ○　担当者制の実施
- ○　オンライン登録者のハローワーク利用登録者への切替
- ○　求人者MPのオンライン利用率
- ○　好事例の輩出及び水平展開
- ○　他所と連携した広域労働移動の取組
- ○　地方公共団体との連携の推進
- ○　各種研修の実施

2　地域の雇用課題等に応じてハローワークごとに選択する評価指標

◆所重点指標

ハローワークのマッチング機能に関する業務のうち、**地域の雇用に関する課題等を踏まえ、ハローワークごとに重点的に取り組む業務**に関する評価指標

- ○　生活保護受給者等の就職率
- ○　障害者の就職件数
- ○　就職支援ナビゲーターの担当者制支援による新規卒業予定者等（既卒者含む）の正社員就職率
- ○　ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者・無業者の件数
- ○　フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率
- ○　公的職業訓練修了3ヶ月後の就職率
- ○　マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率
- ○　人材不足分野の就職件数
- ○　生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率
- ○　その他、安定所と労働局が調整し設定するマッチング業務指標

【別紙２】ハローワーク総合評価の評価方法

ハローワーク総合評価は、年度単位で実施し、
① 労働市場の状況や業務量が同程度のハローワークを11グループに分け、
② 年度終了後に、ハローワークごとに評価指標の目標達成状況等に応じて点数化し、同一のグループ内で相対評価を行う。

① 評価指標（主要指標・補助指標・所重点指標）ごとに、年度当初に定めた目標への達成状況を基に、点数を付与する。

各指標の目標達成率 × 各指標のポイント化係数(※) → ○○ハローワークの各指標のポイント

（例）「就職件数」の目標達成率が105%とすると、ポイント化係数が100点、105% × 100点＝105点がA指標の点数となる。

② 評価指標のうち、主要指標・所重点指標の目標達成率が100%以上の場合等に、点数を加点する。
（例）上記①の「就職件数」の目標達成率は105%なので、105点に加え、15点を加点。

③ 評価指標のうち、所重点項目の実施状況を基に、点数を付与する。
※中長期的な観点から必要となる職員の資質向上のための取組や継続的な業務改善の取組を実施した場合に、取組ごとに点数を付与。

④ ①～③の点数を合計し、ハローワークごとに、総点数を計算する。

○ 11グループのうちの同一グループ内で、ハローワークごとに、総点数を比較の上、**4段階**（「非常に良好な成果」、「良好な成果」、「標準的な成果」、「成果向上のため計画的な取組が必要」）**の相対評価**を行う。

（※）ポイント化係数について、主要指標は100点、補助指標は満足度に応じて10～30点、所重点指標は安定所の規模グループに応じて35～100点（人材不足分野の就職件数については、45～110点）

2-1　令和７年度ハローワーク総合評価結果概要（類型・規模グループ別）

○　同一グループ内（注１)で各ハローワークの総点数を比較の上、グループ毎の総点数の平均値を基準として、**「非常に良好な成果」「良好な成果」「標準的な成果」「成果向上のための計画的な取組が必要」**の４段階（注２）の相対評価を実施。

○　「非常に良好な成果」(類型１)となったハローワークは前年度と比べ１所増加した一方、「成果向上のため計画的な取組が必要」（類型４）となったハローワークは前年度に引き続き０所となっている。

○　グループ別の平均値を見ると、いずれのグループも、主要指標を含む指標のポイントは前年比減少している一方で、所重点項目は前年比で増加している。

評価 ＼ 年度		R7	R6（注3）	R5（注3）	R4
類型1	非常に良好な成果	1	0	3	4
類型2	良好な成果	215	224	218	226
類型3	標準的な成果	218	204	207	195
類型4	成果向上のため計画的な取組が必要	0	0	0	9
		434	428	428	434

注1　全ハローワークについて、労働市場の状況や業務量が同程度ものでグルーピングし、11グループに分類
注2　4類型の設定方法　・グループ毎にポイント総計の平均値を算出し、その平均値を基準として、平均値以上を類型1・2、平均値未満を類型3・4に区分
　・類型1・2のうち、ポイント総計が満点以上＊を類型1、それ以外を類型2と設定
　・類型3・4のうち、グループ平均値の80%未満＊＊を類型4、それ以外を類型3と設定
＊　目標達成状況によりポイント総計が満点（目標達成率100%だった時に達する得点水準）を超える場合があり得る
＊＊規模が大きい1Gは平均値の90%未満、2～5Gは平均値の85%未満と、基準を高く設定
注3　令和6年能登半島地震の対応を考慮し、石川労働局管内の6安定所においては、令和5年度及び令和6年度総合評価の取りまとめを実施せず。

規模グループ（安定所数）【満点（①/②）】	規模グループ内平均値		
	総点数	①主要指標+補助指標+所重点指標	②所重点項目
1G（最大）（計23所）【1337（815/522）】	1141.7（▲0.1%）	719.6（▲1.9%）	422.1（+2.9%）
2～3G（特大）（計83所）【1323（801/522）】	1111.3（▲1.0%）	693.3（▲2.7%）	418.0（+1.9%）
4～5G（大）（計69所）【1293（771/522）】	1063.1（▲1.3%）	659.2（▲4.1%）	403.9（+3.6%）
6～8G（中）（計121所）【1275（753/522）】	1037.0（▲2.2%）	638.8（▲3.9%）	398.2（+0.6%）
9～11G（小）（計138所）【1247（725/522）】	1027.3（+0.2%）	634.3（▲0.6%）	393.1（+1.7%）

※「主要指標」・「補助指標」・「所重点指標」・「所重点項目」についてはP2参照。
また、括弧内の数値は、前年比

2-2 令和７年度ハローワーク総合評価結果（規模グループ別所重点項目の平均得点率）

○　評価指標のうち、「所重点項目」で付与した点数の平均得点率（※）を算出。

○　「事業所訪問の実施」、「各種研修の実施」など、本省が定める要件をほぼ満たしている項目も見られる一方で、「キャリアコンサルティング研修受講及び資格取得」など、その得点率が低いものも見られる。

⇒　引き続き取組を推進すると共に、各項目の要件設定についても検討を行っていく。

	事業所訪問の実施	キャリアコンサルティング研修受講及び資格取得	担当者制の実施	オンライン登録者のハローワーク利用登録者への切替	求人者MPのオンライン利用率	好事例の輩出及び水平展開	他所と連携した広域労働移動の実現	地方自治体との連携推進	各種研修の実施
全国計	**95.3%**	**46.8%**	**88.6%**	**81.1%**	**90.3%**	**62.5%**	**31.4%**	**63.5%**	**92.8%**
１Ｇ（最大）（計23所）	83.0%	80.8%	87.7%	87.0%	65.0%	71.3%	46.8%	81.0%	97.0%
２～３Ｇ（特大）（計83所）	93.9%	59.4%	88.7%	83.0%	88.0%	64.8%	42.3%	76.7%	92.3%
４～５Ｇ（大）（計69所）	93.9%	51.9%	88.5%	81.0%	87.0%	65.5%	32.0%	60.3%	92.7%
６～８Ｇ（中）（計121所）	95.7%	42.3%	89.9%	78.5%	95.0%	62.3%	24.5%	59.7%	90.7%
９～11Ｇ（小）（計138所）	98.6%	34.8%	87.6%	81.0%	93.5%	58.5%	28.3%	57.7%	94.3%

※　各項目の点数を、当該項目にて本省が設定した要件を全て満たした時に得られる点数（満点）で除して得られる割合の平均値のこと。

ハローワーク甲府　就職支援業務報告（令和７年度）

別添2

１．所長による分析（業務運営の総括）

（１）今年度特に重点的に取り組んだ事項についての分析等

〇ハローワークを利用する求職者の減少傾向が引き続いている（新規求職者：令和6年度16，746人⇒令和7年度16，138人　前年比96.4%）ことから、ハローワーク利用者減少対策として相談窓口における課題解決サービスの強化、求職者担当者制として同一職員による一貫した職業相談を実施しています。また、取組の効果的な運用を図るため、定期的に部門管理者による1ON1ミーティングを実施することで職員個々の能力向上に繋げています。

〇ハローワーク利用者が増加するためには、職員の職業相談スキル向上が不可欠です。そのため、面接ロールプレイング練習会を実施するなどキャリアコンサルティング資格の取得支援を実施しました。その結果、キャリアコンサルティング技能検定１級試験合格者を輩出する成果を上げました。また、練習会参加者からは試験合格に対する意識が高まったといった声が上がるなど一定の効果が確認でき、求職者担当者制の効果的な運用に資することができています。

（２）前年度の課題を受けて今年度にサービス改善・業務改善を図った事項についての分析等

〇令和7年度「現場のチカラ」に「研修から実践へ！早期求人充足支援サービス」の取組が採用されました。

〇令和3年度以降の「現場のチカラ」及び「業務改善コンクール表彰事例」から以下の取組を所内で水平展開し実施しました。
「現場のチカラ」取組事例
令和3年度鈴鹿所「職業訓練に関する研修」
令和6年度出雲所「事例検討会」
令和6年度別府所「未充足求人のフォローアップの実施」
「業務改善コンクール表彰事例」
米子所「Teams「伝言板」」を活用

（３）その他の業務運営についての分析等

〇人材不足分野（医療・介護・保育・建設・運輸・警備）については、各担当窓口においてミニ面接会やセミナー等のイベント開催に取り組みました。ミニ面接会については、建設・運輸・警備分野では開催回数の目標を達成しましたが、医療・介護・保育分野は目標達成に至りませんでした。各種イベントの開催回数は目標を上回るものでしたが、より就職件数に結びつく効果的な取組となるようイベント内容の見直しやイベント参加者に対して求職者担当者制などのハローワークの取組を積極的に周知していくこととします。

〇障害者の就職件数は過去最高であった令和6年度を10件下回りましたが、年間の目標は達成しました。令和8年7月の障害者雇用率の引き上げを背景に事業所の採用意欲は旺盛であり、引き続き関係機関と連携し、チーム支援による雇用拡大を目指します。

（４）今年度見えてきた課題とそれを踏まえて次年度以降に取り組むべき更なるサービス改善・業務改善の方向性

〇前年度比で相談件数（6年度：92.3%、7年度100.8%）、紹介件数（6年度：86.2%、7年度94.8%）が改善されましたが、就職件数の改善には十分に結びついているとは言い難い状況（6年度：88.7%、7年度91.2%）です。就職件数増加のためには、紹介件数を増加させるだけでなく、求職者が応募したくなる求人の提供が必要であることから、求人受理の早い段階から求人者に対して求人条件の緩和を働きかけるとともに、求人充足数の向上に資する効果的な提案を求人者に行う必要があります。また、求人受理後速やかに求人が公開できるよう業務体制の構築、求人充足支援のため職員研修を実施し職員のスキルアップ及びスキルの均等化により求人者サービス・満足度の向上を図ります。

〇人材不足分野については、これまで建設・運輸・警備分野を職業相談第一部門、医療・介護・保育分野を職業相談第三部門が担当し、それぞれ人材確保対策コーナーとして運営してきましたが、令和8年度より職業相談第三部門にコーナーを集約し、すべての人材不足分野にかかる業務を一元的に行うこととといたします。

〇人材不足分野のミニ面接会について、面接まで至らないことが多い分野については、開催回数を見直し、新たに複数の事業所が集まって求人票だけでは伝えきれない事業所の特色や事業理念をダイレクトに求職者に話すことができるセミナー（合同説明会）の開催を目指します。また、事業所見学会についても、1日1社であったものを1日2社による実施を目指します。

２．特記事項

特段なし

３．総合評価（※）

標準的な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

４．マッチング関係業務の成果（主なもの）

	就職件数	充足数	雇用保険受給者早期再就職割合	満足度（求人者）	満足度（求職者）	⑧人材不足分野の就職件数	①生活保護受給者等の就職率	⑤フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による支援を受けた者の正社員就職率	④ハローワークの職業紹介による就職氷河期世代を含む中高年層（35～59歳）の不安定就労者・無	⑦マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	⑨生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率		
令和７年度目標	4,848	5,366	37.0%	81.0%	93.0%	1,222	74.3%	50.8%	810	96.9%	87.0%		
令和７年度実績	4,315	4,834	31.5%	89.4%	88.6%	1,114	81.1%	55.2%	802	97.7%	89.0%		
目標達成率	89%	90%	85%			91%	109%	108%	99%	100%	102%		

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

※就職件数は「（従来の）紹介就職」及び「オンライン紹介による就職」の合計件数、充足数は「（従来の）紹介就職」、「オンライン紹介による就職」及び「オンライン自主応募による就職」によるハローワーク求人の充足数の合計となっている。

ハローワーク富士吉田　就職支援業務報告（令和７年度）

別添2

１．所長による分析（業務運営の総括）

（１）今年度特に重点的に取り組んだ事項についての分析等

令和７年度は、「人材不足分野の就職件数」の目標達成を最重要と考え、ハローワークで定期的に実施する求人充足のための検討会議において、人材不足分野（医療、福祉、建設、警備、運輸分野等）の求人を積極的に検討会議の対象として選定し、求人充足に向けた求人要件緩和の必要性、魅力ある求人票づくりに向けた内容の点検、応募が少ない求人についての原因分析等について検討を行い、検討結果に基づいて、求人票が応募されやすくなるような求人内容の見直しの提案や求人票には記載されていない求人企業の魅力等を把握するなど積極的な支援に努めました。また、検討会議の対象とした求人を、職業紹介担当者が求人事業所と継続的に連絡を取りながら専属の担当者として重点的にマッチング支援を行う「求人担当者制」により充足支援を強化することによって就職促進を図りました。さらに、ハローワークを面接選考会場としたミニ就職面接会や職場見学会を積極的に実施しました。これらの取組の効果により、マッチング関係業務の成果項目「人材不足分野の就職件数」は、目標値３７０件に対して、実績値３７６件となり目標を達成できました。

（２）前年度の課題を受けて今年度にサービス改善・業務改善を図った事項についての分析等

令和６年度は、「就職件数」の目標達成率が８３％と低調であったことから、「就職件数」向上のための取組として、ハローワークの職員が特定の求職者を継続的に担当し就職まで一貫してマンツーマンに近い形で支援する「求職者担当制」に力を入れて取り組みました。令和７年度は、「求職者担当者制」の対象求職者に対して、ハローワークインターネットシステムの求職者マイページを通じて積極的に求人情報を提供し紹介に繋げるよう努めるとともに、ハローワークの窓口における職業相談の際においては求職者が希望される求人に類似する求人を積極的に情報提供（プラスワン情報提供）して紹介件数の向上に努めました。また、求職者マイページを通じて多くの求職者とコミュニケーションがとれるよう、求職者マイページの登録・活用促進にも取り組みました。具体的には、「求職者マイページ活用セミナー」を定期的に開催したほか、求職者マイページ登録促進のためのリーフレットを配布するなどし、求職者マイページを開設した求職者を増加させることによって効率的に求人情報を提供し紹介件数の増加に繋げました。これらの取組の効果により、令和７年度におきましては、有効求職者が前年比で６．４％減少している中において、紹介件数は前年比で１．２％の減小に止まったことから、一定の成果はあったと分析しております。

（３）その他の業務運営についての分析等

令和７年度は、「生活保護受給者等の就職率」について目標を達成したことから、令和８年度も引き続き管内自治体と連携のうえ情報交換を密にして、積極的に支援対象者の送り込みを受け、効果的に就労支援を行います。また、「生涯現役支援窓口での６５歳以上の就職率」についても目標を達成したことから、令和８年度も、高年齢者を積極的に「求職者担当者制」に取り込むとともに、高齢者応募歓迎求人一覧表の情報提供、高齢者向けセミナーの実施等を積極的に行います。

（４）今年度見えてきた課題とそれを踏まえて次年度以降に取り組むべき更なるサービス改善・業務改善の方向性

ハローワーク富士吉田におきましては、「求人者及び求職者における満足度」が低調であることが課題と考えます。地域の人材不足感は一貫して拡大しており、求人企業からは「ハローワークからの紹介がない」との切実な声が多く聞かれるなど、求人企業におけるハローワークの働きへの期待がより一層高まってきております。一方で、求職者からは、多くの求人の中から自分に合った仕事を見つけるためのハローワークのきめ細かな支援が求められております。このような状況の中、令和８年度は、ハローワークの職員がこれまで以上に積極的に求人企業を訪問いたします。求人企業の現場を目で見て理解し、求人票の情報だけでは把握することが難しい職場の雰囲気、具体的な仕事内容、求める人材像、採用における課題などについて正確に把握して、求職者に対して求人票だけでは分からない「生の情報」を伝えながら、的確な職業紹介を行います。求人企業との顔の見える関係をさらに深めて、職業紹介の精度を向上させることにより、求人者と求職者双方に対する支援の質を高めて満足度の向上に努めます。

２．特記事項

特にありません。

３．総合評価（※）

標準的な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

４．マッチング関係業務の成果（主なもの）

	就職件数	充足数	雇用保険受給者早期再就職割合	満足度（求人者）	満足度（求職者）	人材不足分野の就職件数	生活保護受給者等の就職率	生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率					
令和７年度目標	2,217	1,922	36.9%	81.0%	93.0%	370	74.3%	87.0%					
令和７年度実績	1,929	1,702	35.1%	80.8%	88.4%	376	86.2%	96.0%					
目標達成率	87%	88%	95%			101%	116%	110%					

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

※就職件数は「（従来の）紹介就職」及び「オンライン紹介による就職」の合計件数、充足数は「（従来の）紹介就職」、「オンライン紹介による就職」及び「オンライン自主応募による就職」によるハローワーク求人の充足数の合計となっている。

ハローワーク塩山　就職支援業務報告（令和７年度）

別添2

１．所長による分析（業務運営の総括）

（１）今年度特に重点的に取り組んだ事項についての分析等

当所では、就職件数、充足数、雇用保険受給者の早期再就職割合の目標達成に向け、求人担当者制による積極的な求人充足支援サービスの展開、求職者担当者制による積極的な求人情報提供等の能動的マッチングを中心に各種の取り組みを実施しました。
とりわけ、新規求職者数が減少傾向にある中で就職件数の向上を図るため、求職者担当者制に重点を置いて取り組んだ結果、管理職員に休職者が出た影響もあり、担当者制の年間目標（支援対象者数５５８人、就職件数２９９件、就職率５３．６％）に対し、支援対象者数（５１８人）及び就職件数（２８４件）は僅かに届かなかったものの、就職率は目標を上回る結果（５４．８％）となり、就職件数の増加やマッチング精度の向上に一定の効果が見られました。
また、求人者支援の一環として、求人充足会議を原則として毎週開催（４月及び管理職員が休職した１２月以降を除く。）しており、支援対象とした求人に係る求人条件等の詳細な聞き取りや求職者目線に立った記載方法の検討、求職者情報に基づく個別求人開拓の提案を行うなど、応募しやすい求人の確保に努めることで、充足数の増加を図る取り組みを実施しました。

○就職件数：目標１，０４５件／実績値　　９３３件／進捗率８９．３％
○充足数　：目標　　８２４件／実績値　　７００件／進捗率８５．０％
○雇用保険受給者の早期再就職
　　：目標　３５．５％／実績値　３５．２％／進捗Ｐ▲０．３Ｐ

（２）前年度の課題を受けて今年度にサービス改善・業務改善を図った事項についての分析等

新規求職者数が減少傾向にあったため、ハローワークへの求職者の取り込みを積極的に行いました。
特に、求人情報を入手するために求人検索機の利用だけを目的として来所する求職者に対して、総合案内担当者が積極的にハローワークのサービスメニューを説明し職業相談窓口へ誘導することとし、誘導を受けた職業相談窓口では、求人情報の提供はもちろん、利用者のニーズに沿った各種サービスの説明を丁寧に行い、再来所につなげることで職業相談件数や紹介件数の増加に努めるとともに、求職者マイページを活用した各種支援サービスを推進するため、オンライン求職登録者の増加に注力しました。また、管内の地方自治体に対しては、求人情報の配架協力を含め、地方自治体利用者に対するハローワーク利用への周知を積極的に依頼しました。
しかしながら、令和７年度の新規求職申込件数は、２，５０４件と前年度の２，７３３件から２２９件（▲８．４％）の減少となり、４年度連続の減少となりました。
その他、雇用保険受給者の早期再就職を促進するため、受給資格者全員を対象として、失業認定日に職業相談窓口において求人情報を提供する「認定日マッチング」の取組を開始しましたが、求人情報の提供件数に比して紹介に結びつくケースが少ないのが課題となっています。

（３）その他の業務運営についての分析等

令和７年度における、新規求職者に占める年齢割合は、６５歳以上が２２．３％と最も多く、４５歳以上の中高年齢者では６３．２％となっており、中高年齢者の占める割合は年々増加傾向にあります。
高齢求職者については、体力面や健康面などから若年者層と比較しても応募条件が厳しくなるため相談が長時間化しやすく、応募を希望する求人事業所に問い合わせたとしても、紹介成功率は若年層に比べて低くなりがちで、仮に紹介できたとしても条件面等で面接不調となる確率が高くなるなど、求職登録者の高齢化は紹介件数や就職件数に大きな影響を及ぼしていると考えられます。
このような状況に対応するには、中高年齢者層が応募可能な求人の確保と併せて、求人条件の緩和等を含めたマッチング精度の向上がより一層求められると考えています。

（４）今年度見えてきた課題とそれを踏まえて次年度以降に取り組むべき更なるサービス改善・業務改善の方向性

令和７年度は、主要３指標（就職件数、充足数、雇用保険受給者の早期再就職割合）のすべてについて目標を達成することができませんでした。
目標を達成できなかった要因は様々考えられるところですが、このような状況下にあっても求職者担当者制による支援効果は確実に認められるため、雇用保険受給者や各種就職支援サービスの対象者を中心に引き続き積極的に推進していくことで、主要指標の目標の達成を目指していきます。
令和８年度においても新規求職者数の減少傾向は継続すると見られますが、「求職者マイページ」や「オンライン職業相談」等の利用促進やＳＮＳを通じた様々なサービスメニューの周知を行うことで、減少傾向が顕著な若年求職者の利用促進を図っていくこととします。特に「求職者マイページ」の開設にあたっては、引き続き総合案内において積極的な利用勧奨を継続していきます。
中高年齢求職者の応募・紹介をよりスムーズに進めるため、シニア歓迎求人をはじめとした中高年齢求職者が応募しやすい求人の開拓と求人条件緩和の提案を積極的に推進していきます。
医療・福祉分野の求人充足支援を強化するため、事業所訪問によるアウトリーチ支援を軸に、これまで以上の能動的マッチングの推進、ミニ面接会・職場見学会等の積極的な開催により、紹介件数の向上を図るとともに就職件数、充足数の向上を図っていきます。

２．特記事項

特になし。

３．総合評価（※）

標準的な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

４．マッチング関係業務の成果（主なもの）

	就職件数	充足数	雇用保険受給者早期再就職割合	満足度（求人者）	満足度（求職者）	⑧人材不足分野の就職件数	②障害者の就職件数						
令和７年度目標	1,045	824	35.5%	81.0%	93.0%	225	66						
令和７年度実績	933	700	35.2%	84.1%	90.1%	191	79						
目標達成率	89%	84%	99%			84%	119%						

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率
※就職件数は「（従来の）紹介就職」及び「オンライン紹介による就職」の合計件数、充足数は「（従来の）紹介就職」、「オンライン紹介による就職」及び「オンライン自主応募による就職」によるハローワーク求人の充足数の合計となっている。

ハローワーク韮崎　就職支援業務報告（令和７年度）

別添2

１．所長による分析（業務運営の総括）

（１）今年度特に重点的に取り組んだ事項についての分析等

○　当所では、求職者と求人者双方のニーズを的確に捉えたマッチング支援の強化を最重要課題と位置付け、求職者担当者制を中心とした個別支援の充実に重点的に取り組みました。
　特に、求職者担当者制（双方向型・一方向型）については、職業相談部門の全職員及び非常勤職員が一体となって取り組み、求職者一人ひとりの希望条件や就職活動状況に応じたきめ細かな支援を実施しました。支援対象者に対しては、継続的な職業相談をはじめ、求人情報の提供、応募書類の作成支援、面接対策などを実施した結果、639人を支援し270人の就職に結び付けることができ、就職率は42.3%となったことから、求職者に対する効果的な就職支援が出来ました。

○　人材不足分野への就職を希望する求職者については重点支援対象者として選定し、応募前職場見学や企業説明会への参加を促すなど、求人者との接点を確保した積極的なマッチング支援を実施しました。さらに、応募書類の添削指導や模擬面接等の個別支援にも注力した結果、136人に対する支援を行い、79人の就職に繋げるなど、重点的かつ効果的な就職支援が出来ました。

○　これらの取組による就職件数は349件となり、所全体の就職件数1,249件の約3割を占めました。求職者担当者制を軸とした継続的かつ伴走型の支援を通じて、求職者一人ひとりの状況やニーズに応じたきめ細かな個別支援を行い、効果的なマッチングを実施しました。

○　これらの個別支援とは別に雇用保険受給者に対して、前日にマッチングを実施した求人を認定日（相談日）に提供した結果、早期再就職に一定程度効果が見られました。併せて、①希望職種の確実な把握、②求職票の完全記入（登録）、③就職応援セミナーの受講勧奨、④毎相談時でのマッチング求人提供、⑤定期発行する求人情報誌の内容充実など、あらためて基本業務の徹底、強化に取り組みました。

（２）前年度の課題を受けて今年度にサービス改善・業務改善を図った事項についての分析等

○　前年度に実施したアンケートでは「応募要件を満たす求職者のより多くの紹介」の満足度が低い結果となりました。また、求職者の中には、求人票だけでは職場の雰囲気や実際の仕事内容が分かりにくく、応募に対する不安を感じている者が一定数見受けられました。このため、求職者と求人者のミスマッチ防止及び効果的なマッチングの実現を目的として、応募前職場見学の取組を積極的に推進しました。経験のない職種への応募を検討する求職者や職場環境に不安を抱える求職者に対して積極的に利用勧奨を行った結果、年間218人が利用し、応募意欲の向上や就職後のミスマッチ防止に取り組みました。
　また、職員が同行するツアー型事業所見学会を実施し、仕事内容や職場環境への理解を深める機会を提供しました。

○　マッチング機能の向上を図るため、受理した求人について職業相談部門全員による求人の見立てを実施しました。求職者の視点に立ち、求人内容や労働条件を確認し、応募につながるポイントや改善が必要な事項を求人部門と共有しました。求人者に対し改善が必要な事項を提案した結果、求人内容や求人条件の見直しに繋がるなど、求職者ニーズに即した求人情報の提供体制の強化について取り組みました。
　また、求職者マイページを活用した求人情報や各種セミナー、企業説明会等の情報発信を継続的に実施し、求職者が必要な情報をタイムリーに取得できる環境整備に取り組みました。さらに、求人者に対しては求人者マイページの利用促進を図り、オンラインによる求人公開、応募者管理等を推進した結果、求人者マイページ利用率はほぼ100%となり、求職者・求人者双方の利便性向上につながりました。

（３）その他の業務運営についての分析等

○　管内においては、一部の製造業、特に半導体関連産業を中心に求人回復の動きが見られ、製造分野での有効求人倍率が１倍台後半から２倍台前半へと大きく上昇しました。このため、製造分野でのツアー型事業所見学会を開催し、マッチングを図りました。次年度においても継続していきます。

○　人材不足分野を中心に企業の人手不足感は引き続き強い状況で推移しています。一方で、求職者数は伸び悩んでおり、求人と求職のミスマッチが継続する状況にあります。
　職員による事業所訪問や求人充足会議を通じて求人内容の見直しや求人者ニーズの把握に努めたものの、求人充足数は目標には至りませんでした。このことから、求人受理後のフォローアップや求人条件の改善提案、求人票にはない情報の収集など、求人充足に向け取り組みを強化します。

○　障害者雇用においては、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、障害者専用求人の開拓や職場見学の実施、就職後の定着支援など一体的な支援に取り組みました。その結果、障害者就職件数は117件となり、年間目標を達成することが出来ました。関係機関との継続的な連携と、求職者及び事業所双方に対する丁寧な支援、フォローアップがこの結果に繋がりました。

○　職業相談サービスの質の向上を目的として、統括職員による1on1ミーティングや事例検討会を継続的に実施しました。相談過程や支援事例の共有を通じて、職員の相談技法の向上及び支援手法の標準化に取り組みました。これらの取組の結果、前年度と比較して求人者満足度が8.1ポイント、求職者満足度が4.0ポイント向上しており、利用者視点に立ったサービスの充実と相談支援機能の強化が図れました。

（４）今年度見えてきた課題とそれを踏まえて次年度以降に取り組むべき更なるサービス改善・業務改善の方向性

○　求職者支援については、求職者担当者制による支援が高い就職率を示したことから、次年度も重点的に取り組むこととし、支援対象者の選定や支援内容の充実を図ります。特に、人材不足分野や未経験職種への就職を希望する求職者については、応募前職場見学や企業説明会、セミナー等の支援メニューを効果的に活用し、求人票だけでは伝わりにくい職場情報を提供することで、職業理解の促進とマッチングの向上に取り組みます。

○　充足支援については、充足可能性が見込まれる求人への支援が多くなり、充足が難しいと思われる求人（勤務条件、資格、スキルなど）への支援が十分ではありませんでした。また、前年度の利用者アンケート（求人者）においても「求人充足のための事業所訪問による助言」「採用後の職場定着のための支援」が低いことから、求人受理後の事業所へのフォローアップの見直しを検討します。特に人手不足分野等、求人充足が進んでいない求人者や職場定着が進まず、繰り返し、求人申込みを行う事業所を中心に、訪問もしくは電話によるアウトリーチ型の支援に取り組みます。

○　情報発信の強化としてハローワークサービスの利用促進に取り組みます。まずは、求職者マイページを活用した情報発信を有効に活用するために求職者マイページ利用者の増加に取り組みます。また、自治体との連携による効果的な周知・広報の推進や、企業説明会や各種セミナー、職場見学会について、開催方法や周知手法の見直しを検討します。また、当所が実施するハローワークサービスについてSNSによる周知を充実させ、利用した方に職業相談のメリットを広く感じていただけるような取組を引き続き行います。今後も参加者確保と利用者満足度の向上に取り組みます。

２．特記事項

特になし

３．総合評価（※）

標準的な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

４．マッチング関係業務の成果（主なもの）

	就職件数	充足数	雇用保険受給者早期再就職割合	満足度（求人者）	満足度（求職者）	人材不足分野の就職件数	障害者の就職件数						
令和７年度目標	1,466	1298	40%	81.0%	93.0%	331	105						
令和７年度実績	1,249	1106	33.5%	91.4%	95.3%	233	117						
目標達成率	85%	85%	83%			70%	111%						

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率
※就職件数は「（従来の）紹介就職」及び「オンライン紹介による就職」の合計件数、充足数は「（従来の）紹介就職」、「オンライン紹介による就職」及び「オンライン自主応募による就職」によるハローワーク求人の充足数の合計となっている。

ハローワーク鰍沢　就職支援業務報告（令和７年度）

別添2

１．所長による分析（業務運営の総括）

（１）今年度特に重点的に取り組んだ事項についての分析等

当所では、主要3指標（就職件数、充足数、雇用保険受給者の早期再就職割合）の目標達成を最重要と位置づけ、求職者・求人者及び雇用保険受給者に対し以下の取組を実施しました。

①「就職件数」

就職件数については、ひとりでも多くの求職者が納得できる就職を実現できるよう、求職者一人ひとりの態様・ニーズに応じたきめ細やかな就職支援を実施しました。一方で、求人の確保に向けて求人開拓を積極的に行うとともに、既存求人に対しては、求職者が応募したいと思うような条件や表現に改善していただくよう、「求人条件緩和」等に向けた指導・助言を積極的に行うなど、良質な求人確保に取り組みました。

②「充足数」

求人の充足数については、「求人担当者制」及び「求人充足検討会議」等により、積極的に求人充足に向けた支援に取り組みました。特に求人充足が深刻な課題となっている、いわゆる「人材不足分野」と言われる分野については、これまで就いたことがない職業にチャレンジ（キャリアチェンジ）できるように仕事理解を促すことも意識しつつ求職者に対して応募意欲を喚起しました。

③「雇用保険受給者の早期再就職割合」

雇用保険受給者については、ひとり一人の就職に向けた意識・希望等を把握したうえで、失業認定日等の積極的な相談窓口利用を勧奨するとともに、早期再就職のメリットを説明しながら求人情報提供を行うことで、早期再就職への意欲喚起を図りました。また、早期再就職、かつ、ハローワークからの紹介就職を希望している雇用保険受給者に対しては、個別支援対象者として求職者担当者制による早期再就職支援に取り組みました。

結果的に①～③の指標ともに目標値に達することはできなかったものの、他所・他局の効果的な取り組み事例などを取り入れたハローワークの利用促進や求人者・求職者サービスの提供、職員の知識・資質向上に向けた研修等、地道に取り組みを積み重ねており、今後も継続の必要性を感じているところです。

（２）前年度の課題を受けて今年度にサービス改善・業務改善を図った事項についての分析等

有効求人倍率が１倍を下回る状況となり、求職者数に対して求人数が大幅に不足しているだけでなく、求人自体も求職者の希望する職種や労働条件に一致しないことで、「ミスマッチ」が非常に顕著な地域であること、また、管内の人口減少と高齢化の進行により、引き続き新規求職者の減少が予測され、利用者普及へ積極的に取り組む必要があったことから、

①「求人充足に重点を置いた求人者サービスの強化」を課題とし、職員による充足サービスのための事業所訪問だけでなく、求人担当者制によるサービス、所長同行による訪問、窓口業務における魅力的な求人に向けたアドバイスのほか、人材不足職種における事業所見学会等も積極的に実施しました。

②「安定所サービスの周知と利用促進」についても、取り組むべき課題として他所・他局の効果的な取り組み事例などから４項目を活用するなど、積極的に企画・実行しました。

結果的に充足数、充足率、新規求職者数とも前年度実績より下がったものの、高齢化・過疎化が進む地域としては一定の効果が出ているものと分析しており、類似の取り組みも含め意識・継続して取り組んでいきたいと考えています。

（３）その他の業務運営についての分析等

令和６年１０月１日から、地域雇用開発促進法第５条第５項に基づく地域雇用開発の促進に関する計画の同意を受けたことに加え、令和８年４月１日からは過疎等雇用改善地域にも指定されることから、前年度同様、求人件数増加を目的に、管内の首長、地元の事業主等と懇談するなど、関係自治体・団体とも協力して新たな事業に取り組んでいく必要があると考えています。

令和７年度においては、管内の５町、商工会等と積極的に協力・意見交換する姿勢を保ち、一定の信頼関係を築いてきたなかで１２月には新たに富士川町と雇用対策協定を締結することができたこともあり、一層地域と連携した取り組みが可能となる土壌が整いつつあるため、引き続き連携を深めつつハローワークの利用事業者拡大に努めていきたいと考えています。

（４）今年度見えてきた課題とそれを踏まえて次年度以降に取り組むべき更なるサービス改善・業務改善の方向性

当所管内の有効求人倍率は、引き続き１倍を下回る状況となっており、求職者数に対して求人数が大幅に不足しています。求人内容自体も求職者の希望する職種や労働条件に一致しないことが多く、求職者にとっては就職がなかなか決まらない、求人者にとっても応募者がなかなか集まらないという「ミスマッチ」の状況が多く生じている状況です。また、管内の人口減少と高齢化の進行により、更なる新規求職者の減少が予測されるため、引き続き利用者の増加に向け積極的に取り組む必要があります。令和８年度からは「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」も重点的に取り組むこととなっていることから、「求人充足に重点を置いた求人者サービスの強化」と「安定所サービスの周知と利用促進」について継続して取り組んで行きたいと考えています。

２．特記事項

特にありません。

３．総合評価（※）

標準的な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

４．マッチング関係業務の成果（主なもの）

	就職件数	充足数	雇用保険受給者早期再就職割合	満足度（求人者）	満足度（求職者）	人材不足分野の就職件数	新卒者等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の正社員就職率						
令和７年度目標	921	636	38.6%	81.0%	93.0%	199	62.2%						
令和７年度実績	875	573	35.5%	81.3%	98.3%	194	75.9%						
目標達成率	95%	90%	91%			97%	122%						

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

※就職件数は「（従来の）紹介就職」及び「オンライン紹介による就職」の合計件数、充足数は「（従来の）紹介就職」、「オンライン紹介による就職」及び「オンライン自主応募による就職」によるハローワーク求人の充足数の合計となっている。

厚生労働省 山梨労働局

甲府公共職業安定所　　Press Release

令和８年 10 月２日
【照会先】
甲府公共職業安定所（ハローワーク甲府）
所長　　日向　徳夫
職業相談部長　　青柳　光正
（電話）055－232－6060　部門コード 41＃

報道関係者　各位

「ハローワーク甲府」レイアウト変更について

～ サービス機能強化と利用しやすい施設を目指して ～

ハローワーク甲府では、利用しやすい環境整備と利用者サービス向上を目的として、大規模なレイアウト変更を行い、９月 24 日から新たなレイアウトで業務をスタートいたしました。

レイアウト変更により強化するサービスの主な内容は下記のとおりです。

記

1　職業相談窓口の機能強化

職業相談窓口を拡張し、プライバシーを確保して、求職者がじっくり相談できる環境を整備しました。

2　各種イベントの強化・充実

入り口近くにイベントスペースを新設して、利用者が気軽に参加しやすい環境で、企業説明会やセミナー等を開催します。

3　ミーティングスペースの新設

ミーティングスペースを新設し、個別面談やオンライン職業相談をさらに強化します。

4　求人検索用タブレット端末の設置

新たにタブレット端末を設置し、求人検索の利便性向上を図ります。

◆LINE での求人応募が可能となりました！

新たに「公式 LINE」を開設し、24 時間いつでも求人事業所への応募ができるようになりました。新たな職員専用スペースを活用し、LINE による職業紹介やオンラインによる求人提供を集中的に実施し、求人者・求職者のマッチング支援を強化します。

ハローワーク甲府が
レイアウトを変更しました！

ハローワーク甲府では、求職者の皆様がより安心して相談できる環境を整備するとともに、職業紹介サービスの充実及びマッチング機能の強化を図るため、庁舎内のレイアウトを変更しました！

1 職業相談窓口の機能強化

仕事を探す皆様が安心して相談できる環境を整備して、応募書類添削や面接指導等のキャリアコンサルティングを充実させます。

変更前

１席あたりのカウンターの幅が９０㎝程度。
待合席と相談窓口が近接している。

相談窓口のカウンターが待合席を囲む形。
周囲の視線や声が気になることも。

変更後

カウンターの幅を１席あたり３０㎝拡張し隣席との距離を確保しました。

個別ブース型へ。高い間仕切りと幅広い席で、落ち着いて相談できます。

**職業相談エリアと待合席は高さ１５０㎝のパーテーションで分離。
プライバシーを確保します。**

レイアウト変更の主なポイント

2 各種イベントの強化・充実

総合案内前に消音パーテーションで囲ったスペースを設け、事業所説明会、各種セミナーを実施します。求職者の皆様の導線にイベントスペースを設けることにより、気軽に立ち寄れるスペースとします。

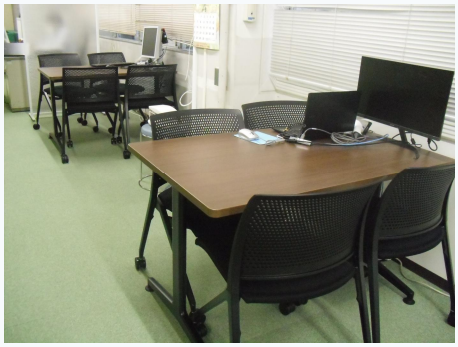

3 ミーティングスペースの新設

４人掛けのミーティングスペースを２基設置します。求職者や事業所との面談、オンライン職業相談など、多目的に活用します。

4 求人検索用タブレット端末の設置

ハローワーク内での求人の検索にはデスクトップパソコンを使用し、キーボードとマウスで操作していましたが、全てタブレット端末に入れ替えました。画面タッチにより操作ができ、操作性が向上しました。

新たにLINEでの求人応募が可能となりました！

バックヤードを新設し、「24時間いつでもLINEで求人応募」から応募希望があった案件への対応を集中的に行います。
また、求人・求職のマッチング、求職者マイページへの求人情報提供に活用します。

レイアウト変更によるサービス向上の流れ

相談環境の改善 ➤ 支援の充実 ➤ マッチング機会の拡大 ➤ 就職実現へ！

LINEから かんたん 24時間いつでも応募できる！

ハローワーク甲府の
公式LINEができました！

友だち絶賛募集中！
追加はこちら

便利な6つのメニュー

- 求人応募
- かんたん求人検索
- 新着求人
- マイページ
- お役立ち情報
- ハローワーク混雑状況

ハローワーク甲府

LINEでかんたん求人応募

01 LINEメニューから「求人に応募する」

02 求人応募フォームに入力

03 応募内容について、ハローワークから確認の電話が来る

04 ハローワークが応募先の会社と面接日時等の調整をする

05 オンライン上で紹介状発行
※求職者マイページ開設している方のみ

06 応募完了！

実際の応募フォーム画面

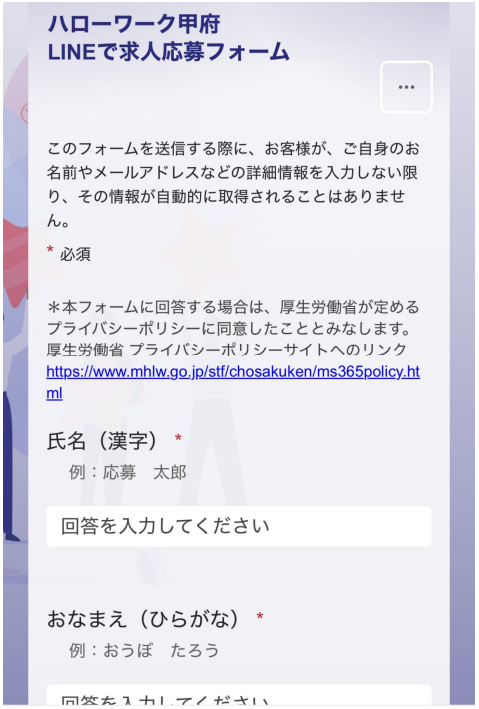
ハローワーク甲府
LINEで求人応募フォーム

このフォームを送信する際に、お客様が、ご自身のお名前やメールアドレスなどの詳細情報を入力しない限り、その情報が自動的に取得されることはありません。

* 必須

＊本フォームに回答する場合は、厚生労働省が定めるプライバシーポリシーに同意したこととみなします。
厚生労働省 プライバシーポリシーサイトへのリンク
https://www.mhlw.go.jp/stf/chosakuken/ms365policy.html

氏名（漢字） *
例：応募　太郎
回答を入力してください

おなまえ（ひらがな） *
例：おうぼ　たろう

応募フォームに必要事項を入力していただければ、ハローワークに行かなくても求人に応募できるようになりました！

ハローワークインターネットサービス上で「求職者マイページ」を開設すると、よりスムーズに応募できるようになります。
マイページの開設は、窓口で5分で可能です！

友だち追加はこちら
@403oixda

求人応募のほか、「かんたん求人検索」「ハローワーク混雑状況」「新着求人情報」など、便利な機能がございます！

LINEの友だち登録で求職活動をスマートに

ハローワーク甲府

職業訓練周知イベント

ハロトレフェスタ 2026

知らない できる に出会う。職業訓練

参加無料

予約不要

誰でも参加ＯＫ

見学だけでもOK!

日時 2026. 11/7 土 13:00～15:30 受付12:30～

会場 イオンモール甲府昭和
3Fイオンホール ・ 1Fウェルカムガーデン
中巨摩郡昭和町飯喰1505-1

受付した先着250名様にハロトレくんグッズプレゼント！

訓練施設 10校 参加予定

主催 山梨労働局・ハローワーク
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部

共催 山梨県

参加訓練校はHPにて掲載（10月上旬予定）

ハロートレーニングのご案内（山梨労働局HP）▶

ハロトレフェスタ2026でやってみよう！

参加無料　予約不要　誰でも参加OK

1 ＊体験してみよう＊

パソコンを使った職業体験

Excel・Word・パワーポイントなどを使ってビジネス文書などの作成を体験してみよう。

介護体験

車椅子を使った介護体験をしてみよう！
“介護かるた”で、介護について楽しみながら学ぶこともできます。

溶接体験

ＡＲ（拡張現実）を使って、金属溶接をゲーム感覚で体験してみよう♪

ミニものづくり体験

プラ板アクセサリーや缶バッチを作ってみよう♫

その他（予定）

自動車整備科の教材車の展示、訓練動画視聴、電気システム科の結線体験、訓練内容のパネル展示　など

2 ＊見て・聞いて、知ってみよう＊

山梨県内にどのような訓練があるのか、どのように授業が進められるのかなど、各訓練施設の担当者から直接話が聞けます！教材も確認できますよ。

3 ＊相談してみよう＊

ハローワークの職員が、自分に合った仕事ってなんだろう？職業訓練を受講するにはどうすればいいの？など、不安や疑問にお答えします。

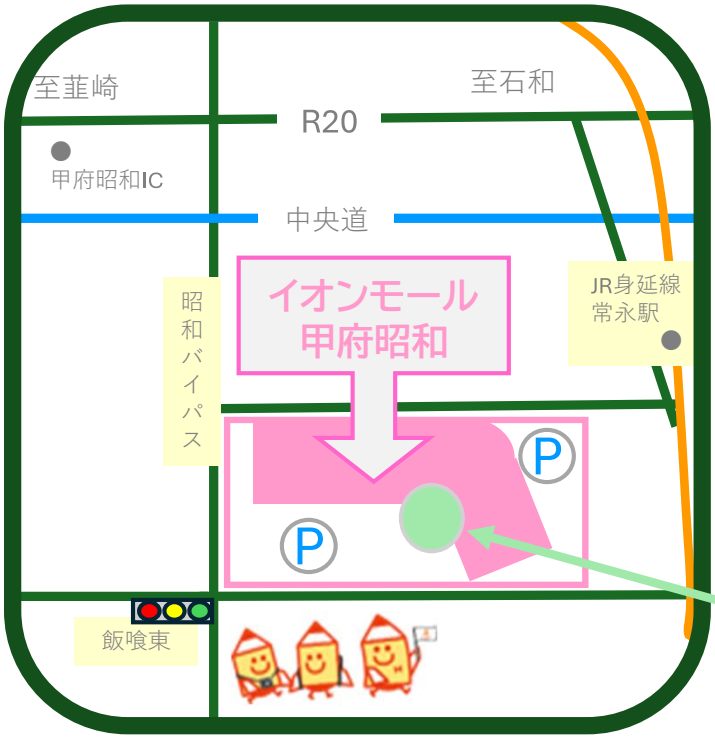

スタンプラリーに参加しよう！

各ブースを回ってスタンプを集めると、ハロトレくんグッズをプレゼント！

3Fイオンホール

各ブースにて、訓練施設の説明を聞いたり、体験することができます。また「ものづくり体験」コーナーも設置しています。

1Fウェルカムガーデン

- 自動車整備科が製作し、実際のレースにも出た教材車の展示
- ラジコンを用いた自動車構造の説明など

雇用保険受給者の方は、参加すると求職活動実績になります。

ハロトレくん

ハロートレーニングのご案内（山梨労働局HP）

参加訓練校は HPにて掲載（10月上旬予定）

イオンモール甲府昭和
3Fイオンホール・1Fウェルカムガーデン
（中巨摩郡昭和町飯喰1505-1）

お問合せ：山梨労働局訓練課
☎055－225－2861

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 山梨労働局

甲府公共職業安定所　Press Release

報道関係者　各位

令和８年10月１日
【照会先】
甲府公共職業安定所（ハローワーク甲府）
所長　日向　徳夫
職業相談部長　青柳　光正
（電話）055－232－6060　部門コード42＃

「令和８年度国中地域障害者就職面接・説明会」を開催

～ 障害者雇用の一層の促進のために ～

障害者がその適正に応じた能力を発揮し、自立した職業生活を送るため、ハローワークでは関係機関と連携を図りながら、障害者雇用を推進しています。

本県の障害者雇用状況については、実雇用率が２．２８％（令和７年６月時点）と対前年比減少しており、法定雇用率及び全国平均の２．４１％を下回り、依然として法定雇用率には達成していない状況です。また、法定雇用率を達成している民間企業の割合は、５４．５％と４割程度が未達成となっています。

さらに、法定雇用率が、令和８年７月からは２．７％に段階的に引き上げられ、令和７年４月に除外率が引き下げられていることから、各企業においては採用活動の活発化が見込まれ、雇い入れ機会の提供や一層の障害理解が求められています。

こうしたことから、今般、ハローワーク甲府・塩山・韮崎・鰍沢では合同により、障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業と仕事を求めている障害者とのマッチングの機会を提供するため、下記により障害者就職面接・説明会を開催します。

１　開催日時及び会場
（１）　日時　令和 8 年 10 月 15 日（木）　午後１時 00 分～午後３時 40 分
（２）　会場　ベルクラシック甲府　３階　「グレース」
甲府市丸の内１－１－17　℡055－254－1000

２　主催
ハローワーク甲府・塩山・韮崎・鰍沢（４所合同）

３　実施事項
求職者と企業による個別面談（事前予約制）

４　参加予定者
企業 23 社、求職者約 70 名（原則、事前に参加申込みをした者）

※ 参加企業は別添参加企業一覧をご覧ください。
※ 当日、会場にて取材をされる場合は、求職者等のプライバシーにご配慮いただきますようお願いします。

令和8年度 国中地域障害者就職面接・説明会 参加企業一覧（50音順）

9月２４日時点

	事業所名	所在地	就業場所	募集職種	フルタイム	パートタイム	求人番号
1	公益財団法人 キープ協会 【清里高原 清泉寮】	北杜市高根町清里3545	事業所所在地と同じ	清泉寮ホテル＆コテージ 事務スタッフ		●	19040-2941161
2	社会福祉法人 景誠会 特別養護老人ホーム ヒルズ勝沼	甲州市勝沼町下岩崎2091	事業所所在地と同じ	介護助手・介護補助		●	19030-1596561
3	株式会社 コンピュータマインド	甲府市下飯田1-10-8	事業所所在地と同じ ※テレワーク制度あり 在宅勤務（テレワーク可）	システムエンジニア[本社]		●	19010-18200761
4	学校法人 C2C Global Education Japan	甲府市酒折2-4-5	事業所所在地と同じ	大学事務・図書館事務職員	●	●	19010-18493561 19010-18489961
5	株式会社 シャトレーゼ	甲府市下曽根町3440-1	[中道工場] 甲府市下曽根町3440-1 [豊富工場] 中央市高部1111-1 [白州工場] 北杜市白州町白須大原8383-1	[中道工場]菓子製造 [豊富工場]番重洗浄 ランドリー [白州工場]菓子製造	●	●	[中道工場] 19010-18218861（製造/フルタイム） 19010-18212361（製造/パートタイム） [豊富工場] 19010-18213661（番重洗浄） 19010-18211061（ランドリー） [白州工場] 19010-18215561（製造/フルタイム） 19010-18216461（製造/パートタイム）
6	昭和産業 株式会社	韮崎市上ノ山3850	事業所所在地と同じ	製造・検査	●		19040-3163361
7	株式会社 人材派遣 JOINT TOWN	甲府市中町253-1	（１）測定器の検査・動作確認（甲府市善光寺） 19010-18287161 （２）測定器の簡単組立て（甲府市善光寺） 19010-18286961 （３）木材製品のバリ取り（南アルプス市下高砂） 19010-18285861 （４）木材製品の組立て（南アルプス市下高砂） 19010-18284761 （５）金属製品バリ取り（中央市中楯） 19010-18248261 （６）装置の検査（中央市中楯） 19010-18282561 （７）施設内清掃（甲府市徳行） 19010-18283461 （８）短時間/カーナビ外枠組立（南アルプス市戸田） 19010-18245061 （９）短時間/カーナビ目視検査（南アルプス市戸田） 19010-18246361 （10）短時間/自動車部品ピッキング（南アルプス市戸田） 19010-18247661				
8	学校法人 駿台甲府学園	甲府市塩部2-8-1	事業所所在地と同じ	学校事務【総務部】	●	●	19010-18198961 19010-18197861
9	ニプロ医療電子 システムズ株式会社	中央市中楯801番	事業所所在地と同じ	社内ＳＥ (業務システム解析・開発・保守)	●		19010-18195461
10	笛吹農業協同組合	笛吹市八代町南561	笛吹市八代町南561 笛吹市八代町南874-1	事務一般 ガソリンスタンドスタッフ	●		19010-18203161 19010-18204061
11	株式会社 富士電機フロンティア 山梨事業所	南アルプス市飯野221-1	事業所所在地と同じ	清掃業務等	●		19010-18202961

令和8年度 国中地域障害者就職面接･説明会 参加企業一覧（50音順）

9月２４日時点

	事業所名	所在地	就業場所	募集職種	フルタイム	パートタイム	求人番号
12	株式会社　丸井紙店	西八代郡市川三郷町市川大門763	事業所所在地と同じ	紙加工		●	19050-1449161
13	株式会社　ミラプロ	北杜市須玉町穴平1100	事業所所在地と同じ	清掃業務（山梨）	●		19040-3023161
14	医療法人　山角会 山角病院	甲府市美咲1-6-10	事業所所在地と同じ	病棟清掃員		●	19010-18307761
15	山梨県民信用組合	甲府市中央4-8-2 ウエスギビル2階	甲府市相生1-2-34	一般事務		●	19010-18199161
16	山梨信用金庫	甲府市中央1-12-36	事業所所在地と同じ	事務職	●		19010-18208561
17	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	甲府市西油川町117-1	山梨市一町田中155 特別養護老人ホーム 桃源荘	業務員		●	19010-18201861
18	国立大学法人　山梨大学	甲府市武田4-4-37	事業所所在地と同じ	事務補佐員		●	19010-18206661
19	株式会社　山梨中央銀行	甲府市丸の内1-20-8	【本店】 甲府市丸の内1-20-8 【電算センター】 甲府市中央2-11-13 【ローンセンター】 甲府市武田2-9-4	銀行一般事務		●	19010-18193261
20	山本基礎工業　株式会社	甲府市城東1-3-8	甲府市上町306-7 山本基礎工業株式会社 小瀬事業所	事務職	●		19010-18205361
21	株式会社リエイフーズ （まもかーる）	山梨市下石森379-1	事業所所在地と同じ	おかず盛り付け作業員 洗浄作業員		●	19030-1594661 19030-1593361
22	株式会社 YSK e-com	甲府市湯田1-13-2	事業所所在地と同じ	庶務係		●	19010-18207261
23	株式会社　渡辺商店	中央市山之神流通団地1-1-1	事業所所在地と同じ	入出荷作業		●	19010-18196761

令和8年度（第77回）全国労働衛生週間

10月1日～10月7日　（準備期間　9月1日～9月30日）

スローガン

ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第77回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、全国及び県内において、以下のような現状や課題があります。

- 高齢化の進行等の就業構造の変化により、県内の一般健康診断有所見率は64.2%と上昇傾向。
- 何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題に。
- 令和7年の全国における過労死等の労災支給決定件数は1,310件と高止まりとなっており、うち精神障害による労災支給決定件数は1,086件と過去最多となっている。
  過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が求められる。
- 業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動や高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している。近年の記録的な暑さにより、職場における熱中症による被災労働者数（休業なしを含む）は96人と過去最多となっている。
- 化学物質の自律的管理（令和6年度から全面施行）の定着・推進に向けた取組が引き続き必要。

こうした状況を踏まえ、今年度は**「ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに　みんな生き生き健康職場」**をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができる職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとしています。

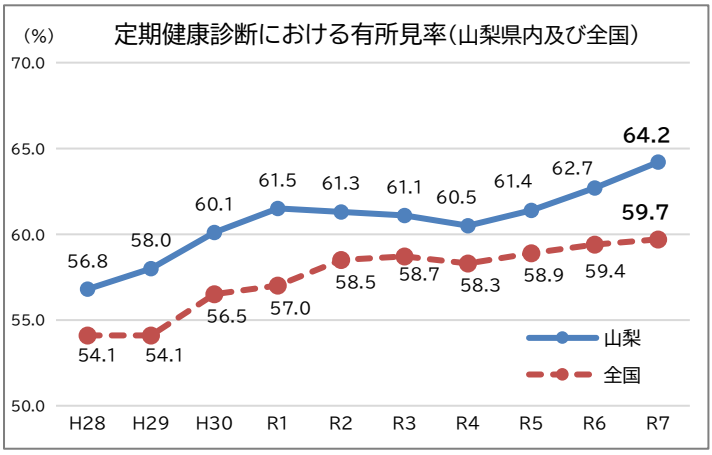

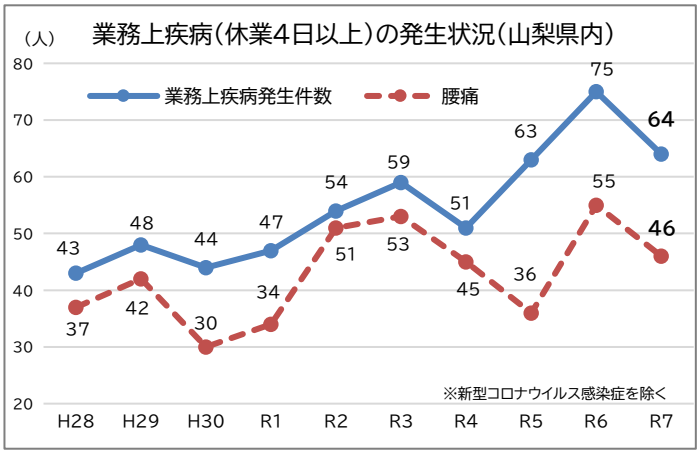

【主 唱】山梨労働局、甲府・都留・鰍沢労働基準監督署

【協 賛】一般社団法人山梨県労働基準協会連合会、甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会、建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、一般社団法人山梨県鉄構溶接協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部、独立行政法人労働者健康安全機構山梨産業保健総合支援センター

【協 力】山梨県、一般社団法人山梨県医師会、山梨県経営者協会、連合山梨

参考ホームページ（中央労働災害防止協会（労働衛生週間））https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/

準備期間中（9/1～9/30）に実施する事項について

以下の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

1 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等を踏まえた労働者の健康の保持増進
2 女性の健康課題の理解促進
3 「治療と就業の両立支援指針」に基づく治療と就業の両立支援対策の推進
4 メンタルヘルス対策の推進
5 過重労働による健康障害防止
6 職場の熱中症予防対策の推進
7 小規模事業場における産業保健活動の充実
8 個人事業者等の安全衛生の確保
9 化学物質（石綿含む）による労働災害防止対策
10 労働衛生3管理の推進等（労働衛生管理体制の確立、作業環境管理・作業管理・健康管理の推進、労働衛生教育の推進）
11 転倒・腰痛災害の予防等
12 各種の作業環境対策（粉じん、電離放射線、騒音、振動障害、受動喫煙、酸欠・硫化水素、一酸化炭素）

本週間中（10/1～10/7）に実施する事項について

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施しましょう。

1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
4 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

山梨産業保健総合支援センターを活用しましょう！ ※詳細はHPへ⇒ https://www.yamanashis.johas.go.jp

山梨産業保健総合支援センター（さんぽセンター）では、産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的として、次の業務を行っています。

ご利用・ご相談は全て無料ですので、ぜひご活用ください。

●専門スタッフによる産業保健に関する相談　●産業保健関係者に対する専門的研修　●事業主や労働者に対する啓発セミナー　●メンタルヘルス対策支援　●治療と就業の両立支援　・産業保健に関する情報提供　他

連絡先：山梨産業保健総合支援センター（甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階）　℡055－220－7020

地域産業保健センターを活用しましょう！ ※詳細はHPへ⇒ https://www.yamanashis.johas.go.jp/chisanpo/6303

労働者50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。（事前の申込みが必要です。）

～県内地域産業保健センターの連絡先～

中北地域産業保健センター	（甲府市徳行5-13-5　山梨県医師会館2階）	℡.055-220-7020（平日 9:00～17:00）
峡東地域産業保健センター	（山梨市中村834　山梨法人会館内）	℡.0553-88-9120（平日 9:00～17:00）
峡南地域産業保健センター	（南巨摩郡富士川町鰍沢1-11　峡南労働基準協会内）	℡.0556-22-7330（平日 9:00～17:00）
郡内地域産業保健センター	（都留市四日市場1105　都留労働基準協会内）	℡.0554-45-0810（平日 9:00～17:00）

ご存知ですか？ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。

事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

○事後措置を講ずるに当たっては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

健康診断個人票

健診年月日	○年　○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名㊞	○○　○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名㊞	○○　○○

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	－
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

写

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　山梨労働局

Press Release

山 梨 労 働 局 発 表
令和８年８月 20 日

【 照 会 先 】
山梨労働局 労働基準部 健康安全課
（電話）０５５－２２５－２８５５

令和８年度全国労働衛生週間を展開します

（準備期間　9月１日から30日・本週間　10月１日から7日）

◎　10月１日(木)から10月７日(水)まで、全国労働衛生週間が実施されます。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場での自主的な労働衛生管理活動を促して労働者の健康を確保することを目的に昭和25年から毎年実施している週間で、今年で77回目となります。**（別添資料１）**

今年度は、**『 ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに　みんな生き生き健康職場 』**をスローガンとして展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができる職場環境づくり等の推進を呼び掛けることとしています。

◎　山梨労働局（局長　岩﨑 充）では、全国労働衛生週間中に各事業場で以下の事項を実施していただくよう周知しています。

1　事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
2　労働衛生旗の掲揚およびスローガン等の掲示
3　労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
4　有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
5　労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

◎　準備期間（９月１日から９月30日）では、以下の事項を重点事項としています。

1　労働者の健康の保持増進
2　女性の健康課題の理解促進**（別添資料２）**
3　治療と就業の両立支援対策の推進**（別添資料３）**
4　メンタルヘルス対策の推進**（別添資料４－１、４－２）**
5　過重労働による健康障害防止**（別添資料５）**
6　職場の熱中症予防対策の推進**（別添資料６）**
7　小規模事業場における産業保健活動の充実
8　個人事業者等の安全衛生の確保
9　化学物質（石綿含む）による労働災害防止対策
10　労働衛生３管理の推進等
11　転倒・腰痛災害の予防等**（別添資料７）**
12　その他の有害な作業環境対策

詳細は**別添資料１**の裏面を参照ください。

◎　山梨労働局では、全国労働衛生週間の関連行事として、同週間の準備期間である９月に実施する「職場の健康診断実施強化月間」への協力を、労使関係団体及び労働災害防止団体等に要請します。（別添資料８）

「職場の健康診断実施強化月間」とは・・・

労働安全衛生法に基づく健康診断の実施や、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施を徹底すること等の推進のため、厚生労働省では平成25年度から全国労働衛生週間準備月間である毎年９月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な取組を行っています。

【参　考】

山梨県内の労働衛生の概況（別添資料９）

定期健康診断における山梨県内の有所見率は全国平均に比較して高い状態が続いており、何らかの疾病にり患するリスクが高いといえます。

令和７年の有所見率は64.2%と、全国平均の有所見率を4.5ポイント上回りました。

検査項目別の有所見率は、高い順に、血中脂質検査が31.5%、血圧が20.6%、血糖検査が18.7%、肝機能検査が17.8%となっています。

別　添　資　料

ページ番号

資料１　「令和８年度（第 77 回）全国労働衛生週間」リーフレット（山梨版）・・・・・・１

資料２　「働く女性の健康推進に取組みましょう」リーフレット　・・・・・・・・・・・３

資料３　「病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援が努力義務になります！」
リーフレット　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

資料４－１　「メンタルヘルス対策のポイント」（抜粋資料）　・・・・・・・・・・・・・・７

資料４－２　「労働者数 50 人未満の事業者もストレスチェックが義務になります!」
リーフレット　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

資料５　「過重労働による健康障害を防ぐために」（抜粋資料）　・・・・・・・・・・・・10

資料６　「熱中症を予防しましょう！」リーフレット（山梨版）　・・・・・・・・・・・11

資料７　「行動による労働災害を防止しましょう！」リーフレット（山梨版）　・・・・13

資料８　「９月は「職場の健康診断実施強化月間」です」リーフレット
（※現時点で令和８年度版が公表されていないため、参考として令和７年度版を
添付しています）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

資料９　「山梨県内の労働衛生の概況」リーフレット（山梨版）　・・・・・・・・・・・17

令和8年度（第77回）全国労働衛生週間

10月1日～10月7日 （準備期間 9月1日～9月30日）

資料１

スローガン

ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第77回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、全国及び県内において、以下のような現状や課題があります。

- 高齢化の進行等の就業構造の変化により、県内の一般健康診断有所見率は64.2%と上昇傾向。
- 何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題に。
- 令和7年の全国における過労死等の労災支給決定件数は1,310件と高止まりとなっており、うち精神障害による労災支給決定件数は1,086件と過去最多となっている。
  過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が求められる。
- 業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動や高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している。近年の記録的な暑さにより、職場における熱中症による被災労働者数（休業なしを含む）は96人と過去最多となっている。
- 化学物質の自律的管理（令和6年度から全面施行）の定着・推進に向けた取組が引き続き必要。

こうした状況を踏まえ、今年度は**「ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに　みんな生き生き健康職場」**をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができる職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとしています。

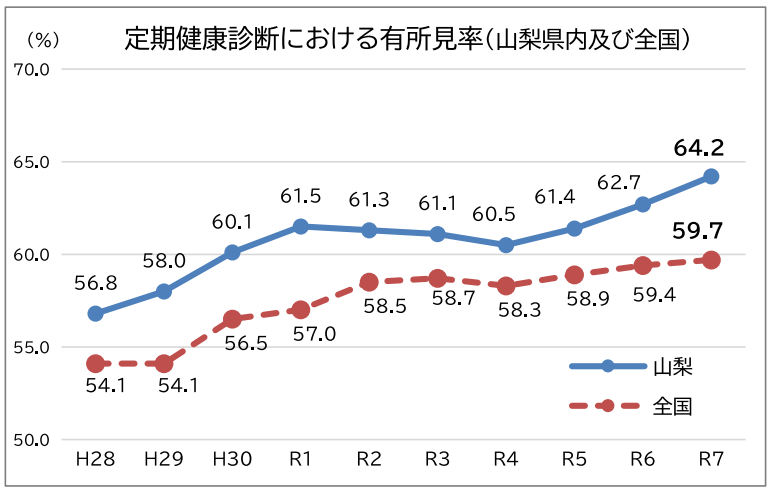

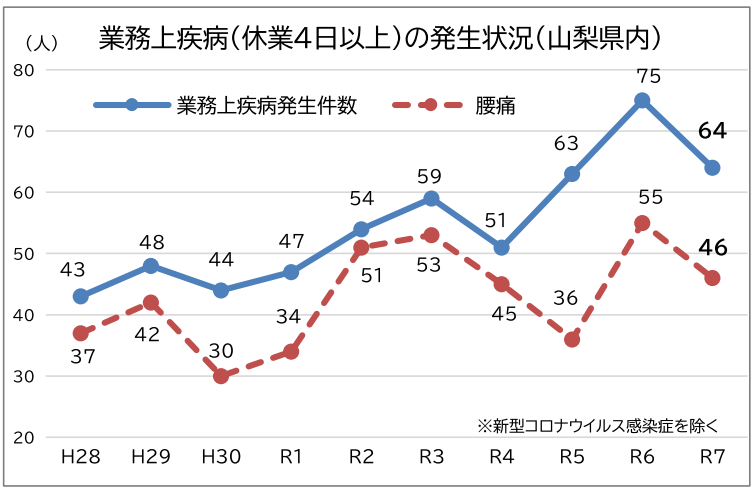

【主 唱】山梨労働局、甲府・都留・鰍沢労働基準監督署

【協 賛】一般社団法人山梨県労働基準協会連合会、甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会、建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、一般社団法人山梨県鉄構溶接協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部、独立行政法人労働者健康安全機構山梨産業保健総合支援センター

【協 力】山梨県、一般社団法人山梨県医師会、山梨県経営者協会、連合山梨

参考ホームページ（中央労働災害防止協会（労働衛生週間））https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/

準備期間中(9/1～9/30)に実施する事項について

以下の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

1 「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等を踏まえた労働者の健康の保持増進
2 女性の健康課題の理解促進
3 「治療と就業の両立支援指針」に基づく治療と就業の両立支援対策の推進
4 メンタルヘルス対策の推進
5 過重労働による健康障害防止
6 職場の熱中症予防対策の推進
7 小規模事業場における産業保健活動の充実
8 個人事業者等の安全衛生の確保
9 化学物質(石綿含む)による労働災害防止対策
10 労働衛生3管理の推進等(労働衛生管理体制の確立、作業環境管理・作業管理・健康管理の推進、労働衛生教育の推進)
11 転倒・腰痛災害の予防等
12 各種の作業環境対策(粉じん、電離放射線、騒音、振動障害、受動喫煙、酸欠・硫化水素、一酸化炭素)

本週間中(10/1～10/7)に実施する事項について

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施しましょう。

1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
4 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

山梨産業保健総合支援センターを活用しましょう！ ※詳細はHPへ⇒ https://www.yamanashis.johas.go.jp

山梨産業保健総合支援センター(さんぽセンター)では、産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発を行うことを目的として、次の業務を行っています。

ご利用・ご相談は全て無料ですので、ぜひご活用ください。

●専門スタッフによる産業保健に関する相談　●産業保健関係者に対する専門的研修　●事業主や労働者に対する啓発セミナー　●メンタルヘルス対策支援　●治療と就業の両立支援　・産業保健に関する情報提供　他

連絡先:山梨産業保健総合支援センター(甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階)　TEL055－220－7020

地域産業保健センターを活用しましょう！ ※詳細はHPへ⇒ https://www.yamanashis.johas.go.jp/chisanpo/6303

労働者50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。(事前の申込みが必要です。)

～県内地域産業保健センターの連絡先～

中北地域産業保健センター	(甲府市徳行5-13-5　山梨県医師会館2階)	TEL.055-220-7020(平日 9:00～17:00)
峡東地域産業保健センター	(山梨市中村834　山梨法人会館内)	TEL.0553-88-9120(平日 9:00～17:00)
峡南地域産業保健センター	(南巨摩郡富士川町鰍沢1-11　峡南労働基準協会内)	TEL.0556-22-7330(平日 9:00～17:00)
郡内地域産業保健センター	(都留市四日市場1105　都留労働基準協会内)	TEL.0554-45-0810(平日 9:00～17:00)

ご存知ですか？ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。

事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等)を実施しましょう。

○事後措置を講ずるに当たっては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

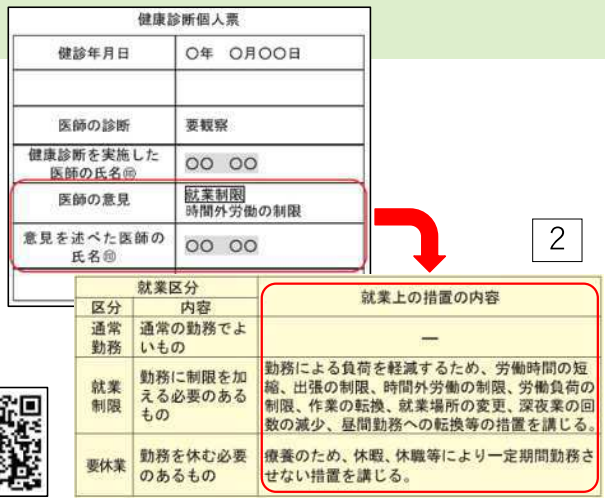

健康診断個人票

健診年月日	○年　○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名㊞	○○　○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名㊞	○○　○○

2

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	―
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

事業者、人事労務担当者の皆様、
産業医・産業看護職等の産業保健スタッフの皆様へ

資料２

働く女性の健康推進に取組みましょう

－ 産業保健総合支援センターをご活用ください －

全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、
産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

1 女性特有の健康課題に関する研修を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の配慮や相談しやすい職場環境の整備等）することが重要です。
事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けに研修を実施していますので、ぜひ受講してください。

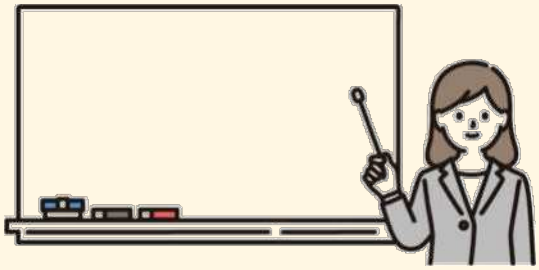

2 職場における女性の健康に関するご相談に応じます

産業保健総合支援センターの保健師が中心となり、職場における女性の健康に関するご相談に対応いたします。
より専門的なご相談については、性と健康の相談センターにご案内するなど、産業保健総合支援センターの保健師が連携コーディネーターとして支援を行います。
労働者個人の方、事業者の方からのご相談を受け付けています。

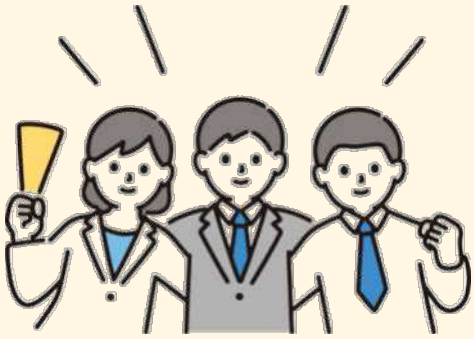

＜ ホームページのご案内 ＞

各種研修・セミナーは、各都道府県の産業保健総合支援センターのホームページからお申込みいただけます。

https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx

その他女性の健康支援に役立つツール

● 働く女性の心とからだの応援サイト（厚生労働省）

女性が健康で働くために職場でどのようなことに取り組んだらいいのか、様々なヒントが掲載されています。
企業の取組事例なども紹介しています。

https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/

● 女性の健康推進室　ヘルスケアラボ（厚生労働省）

すべての女性の健康を推進するために、ライフステージに応じた心身の変化や、女性特有の病気に関する情報、セルフチェックなどについて紹介しています。

https://w-health.jp/

● 不妊予防支援パッケージ（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

生涯にわたる女性の健康を包括的に支援することを通じ、不妊予防に向けた取り組みを推進するため、関係省庁とが連携し、不妊予防支援パッケージを公表しています。

https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000825095.pdf

全ての事業主の方へ

資料３

令和８年
４月から

病気を抱える労働者の
治療と就業の両立支援
が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和７年法律第63号）により、令和８年４月１日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和８年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。

イメージキャラクター
ちりょうさ

病気を抱える労働者の状況

がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは

大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義

労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局 健康（安全）課

指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

治療と就業の両立支援指針

留意事項

●労働者本人の申出　●労働者との十分な話合い、上司・同僚の理解　●個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

●トップの方針表明　●研修等を通じた意識啓発　●相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備

●休暇制度・勤務制度の整備　（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務　等）

個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

様式例：
「勤務情報提供書」
「主治医意見書」
「両立支援カード」
「両立支援/職場復帰支援プラン」

❸ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。

両立支援ナビをチェック

厚労省の運営するポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」では、

- **指針に沿った取組の実践的ガイダンス**
- **企業の取組事例**

など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。

両立支援コーディネーター

社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。

専門スタッフの支援を活用

都道府県**産業保健総合支援センター**では、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- 研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**
- 事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援

等支援が無料で受けられます。

地域の支援情報

都道府県労働局に設置されている「**地域両立支援推進チーム**」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- 両立支援のイベントの実施
- 事業主等が活用可能な**各地域における支援事業の情報**の提供

等を行っています。

（令和８年２月）

メンタルヘルス対策のポイント

メンタルヘルス対策の全体像

●メンタルヘルス対策の取組は、目的や実施主体によって、次のように分類されます。

目的による分類

一次予防：
メンタルヘルス不調を未然に防止する取組
二次予防：
メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行う取組
三次予防：
メンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰の支援等を行う取組

実施主体による分類

セルフケア：
労働者自身による取組
ラインによるケア：
管理監督者による取組
事業場内産業保健スタッフ等によるケア：
産業医や衛生管理者、保健師等による取組
事業場外資源によるケア：
事業場外の機関・専門家による取組

●メンタルヘルス対策を効果的に進めるためには、各事業場の実態に応じて4つのケアが継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要です。
●また、事業者は、自らが事業場におけるメンタルヘルス対策を積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」やストレスチェック制度の実施方法等に関する規程を策定することが必要となります。

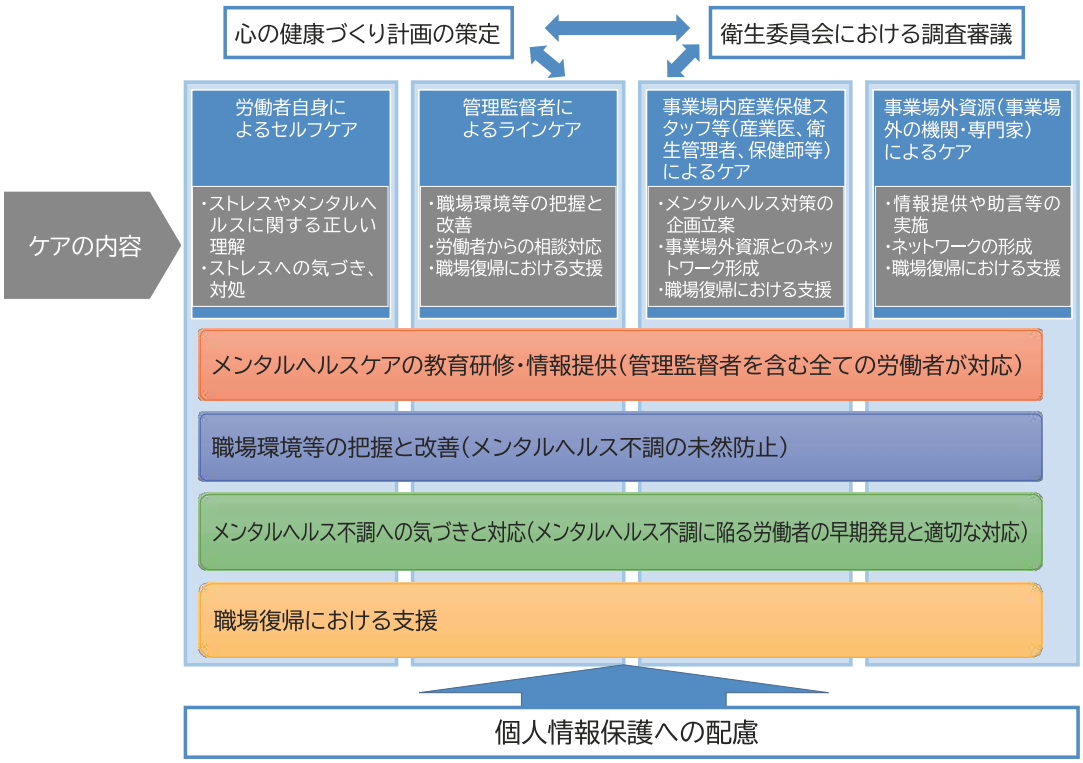

※「職場における心の健康づくり～労働者の心の健康の保持増進のための指針～」をもとに作成

コラム

厚生労働省では「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（以下、メンタルヘルス指針という。）を定め、事業場において事業者が講ずる労働者の心の健康の保持増進のための措置（メンタルヘルスケア）の原則的な実施方法を示しています。
職場復帰における支援では、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」が参考になります。

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェックが義務になります！

令和10年
4月1日
スタート

ストレスは見えません。
チェックしましょう。

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケアを促す**とともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ストレスチェック制度に取り組む意義

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。

また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場においてメリットも大きいと思います。

こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。

小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の**「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」**は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの概要版（スタートガイド）**もあります

厚労省HP
（ストレスチェック）

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。

都道府県
さんぽセンター

サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：（全国統一ナビダイヤル）

0570－031050

受付時間：平日10：00～17：00
（土日祝日、年末年始は除く）

※運営は厚労省所管の
独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト**「こころの耳」**では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。

ポータルサイト
「こころの耳」

（令和8年6月）

資料５

過重労働による健康障害を防ぐために

本資料は表紙のみとなっています。
詳細は以下の本省ホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37223.html

過重労働による健康障害の防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。

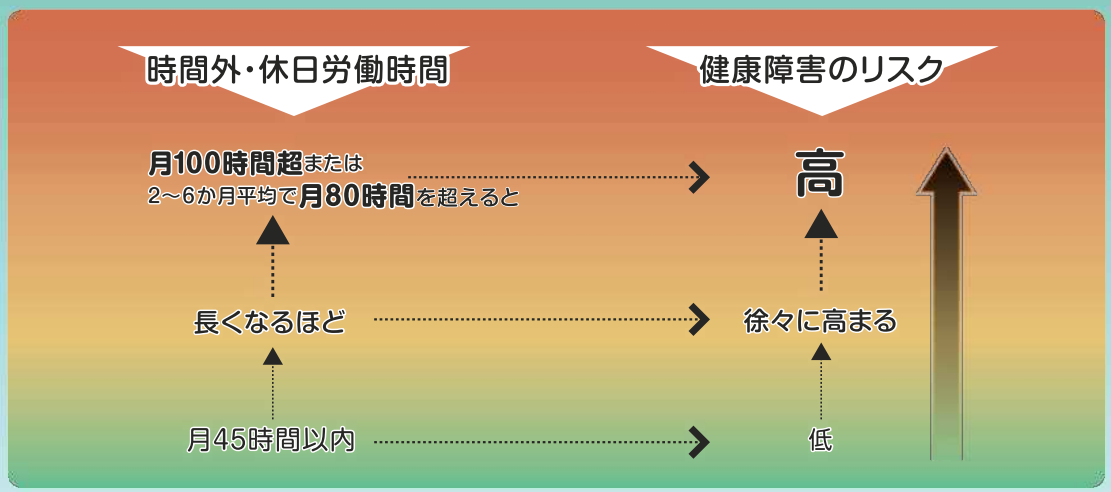

厚生労働省では、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号、令和２年４月１日付基発0401第11号雇均発0401第４号改正）を策定し、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理の徹底等を推進しています。

① 上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
② 業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き１週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
④ ２～６か月平均で月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去２か月間、３か月間、４か月間、５か月間、６か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が80時間を超えるという意味です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

独立行政法人 労働者健康安全機構

熱中症を予防しましょう！

STOP！熱中症　クールワークキャンペーン

－職場における熱中症死亡ゼロを目指して－

暑さが本格化する前から職場での熱中症対策の徹底を！

厚生労働省 山梨労働局

山梨県内において熱中症により病院へ搬送され、業務上疾病の認定を受けた方は、令和7年は96人（休業4日以上6人、休業4日未満90人）で、前年の61人（休業4日以上3人、休業4日未満58人）と比較して35人の増加となり、過去10年間で最も多くなっています。内訳を業種別にみると、製造業が30人と最も多く、続いて建設業が24人、商業が12人、警備業が6人などとなっています。

また、月別では7月と8月を中心に発生していますが、令和7年は6月にも多発したほか、9月にも一定数発生しています。屋内・屋外別ではこれまでは屋外が多かったところ、製造業を中心に屋内が増加し約半数を占めています。発生時間でみると、午前11時台と10時台がピークとなっています。

暑さが本格化する前からの熱中症予防対策を徹底しましょう。

山梨労働局では、労働災害防止団体などと連携の下、職場における熱中症の予防のため
「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。

熱中症による死傷者数の推移

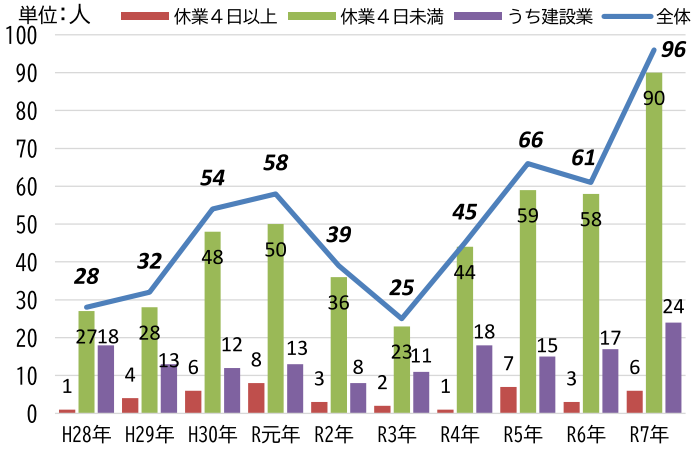

業種別発生件数の推移

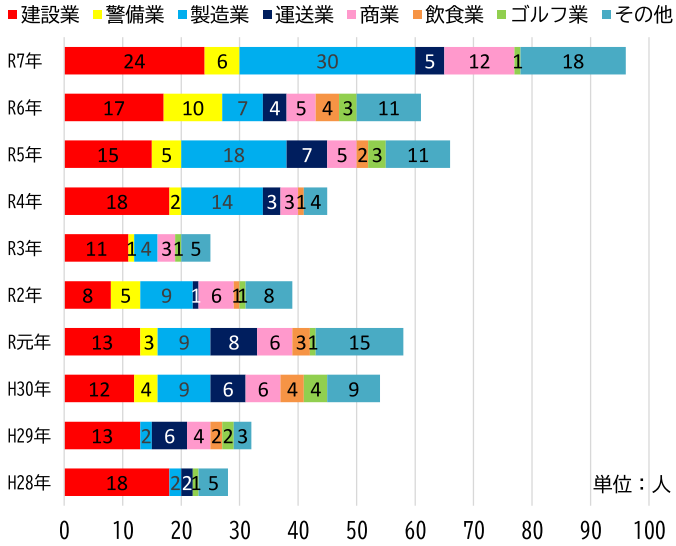

月別発生件数の推移

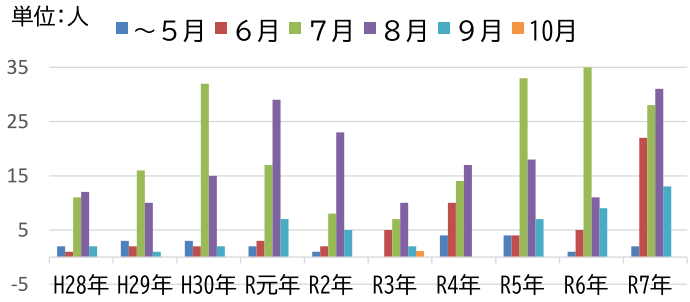

屋内・屋外別発生割合の推移

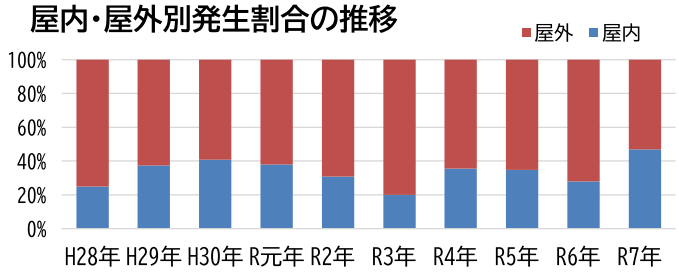

年齢別発生割合の推移

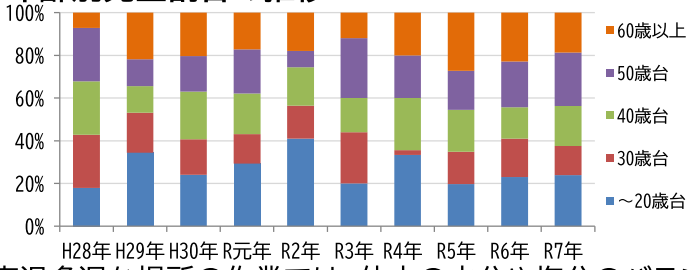

時間帯別発生割合の推移

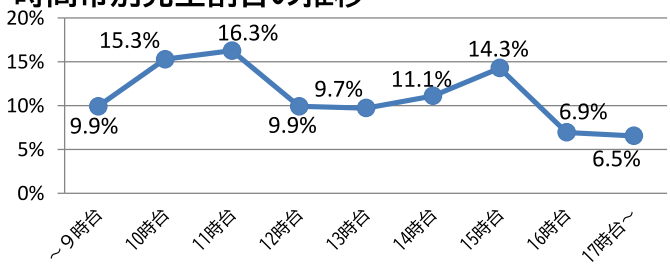

高温多湿な場所の作業では、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、熱中症になることがあります。**熱中症は、体内に熱がこもることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、けいれんなどを引き起こし、重症の場合には死亡することもある病気**です。

熱中症が起こるのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まります。測定した暑さ指数（WBGT）に応じて予防対策を取りつつ、万一、熱中症の初期症状が現れた場合には速やかに対応しましょう。熱中症にかかりやすい作業者に対しては、作業内容、時間等に十分配慮することが重要です。

また、職場の熱中症予防対策は万全か、次ページのチェックリストを使って点検しましょう。

労働安全衛生規則　改正のポイント（令和7年4月15日改正　同年6月1日より施行）

見つける

（例）作業員の様子がおかしい…

▶ 判断する

（例）医療機関への搬送、救急隊要請

対処する

（例）救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある作業従事者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者に義務付けられます。

1　「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2　熱中症のおそれがある作業従事者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（下記フロー図を参考例として）の作成及び関係作業者への周知

※参考となるフロー図を掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図

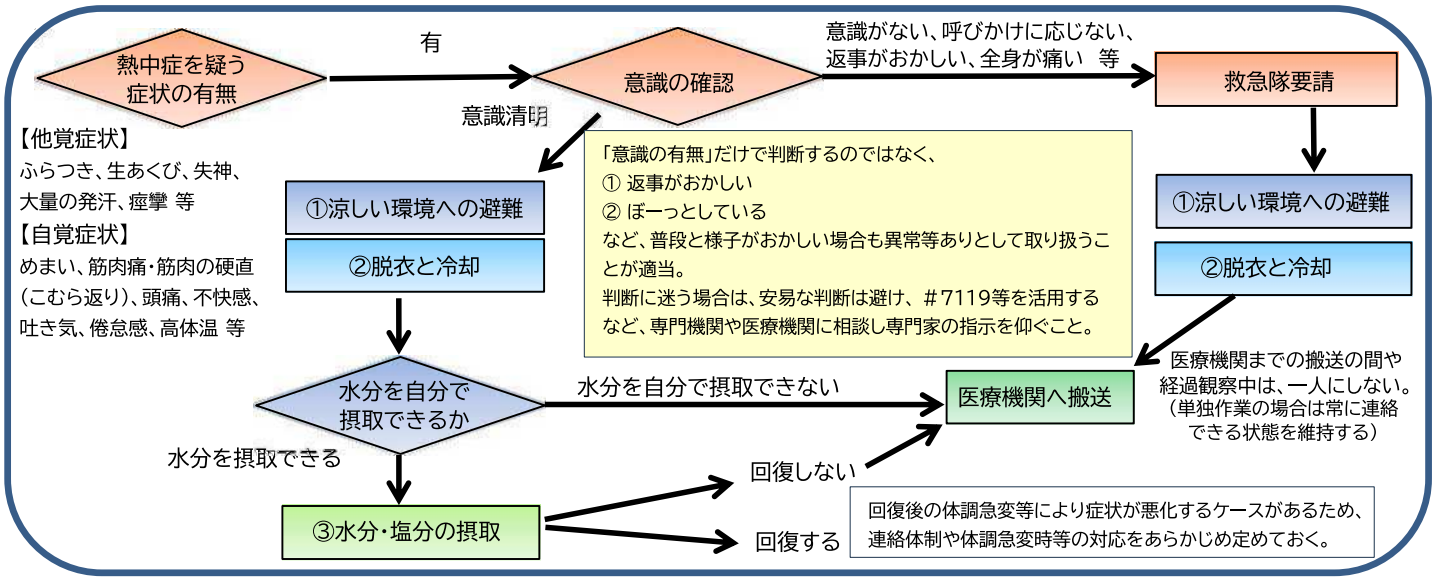

<もっと詳しく！>

厚生労働省の職場における熱中症予防ポータルサイト
学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報
（https://neccyusho.mhlw.go.jp/）では、熱中症予防の取組を紹介しています。

キャンペーン
概要
（実施要綱等）

ご不明な点などがございましたら、山梨労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

山梨労働局労働基準部健康安全課	TEL 055－225－2855
甲府労働基準監督署	TEL 055－224－5617
都留労働基準監督署	TEL 0554－43－2195
鰍沢労働基準監督署	TEL 0556－22－3181

山梨労働局
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ
（安全衛生関係）

(R8.4)

行動による労働災害を防止しましょう！

山梨労働局

行動災害とは、「転倒」や腰痛等の「動作の反動、無理な動作」等、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害です！

１　主な事故の型の発生推移（H23年～R7年）

※令和４年～７年は新型コロナウイルス感染症による休業災害を引いた人数としている。（以下、同じ。）

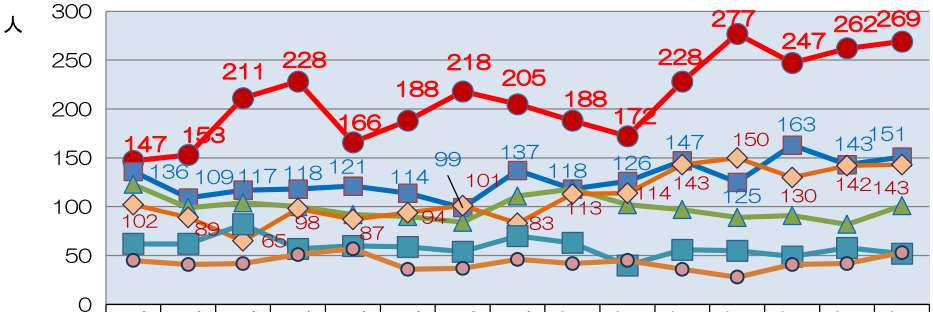

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
転 倒	147	153	211	228	166	188	218	205	188	172	228	277	247	262	269
墜落・転落	136	109	117	118	121	114	99	137	118	126	147	125	163	143	151
はさまれ	123	99	104	100	92	90	84	111	118	102	97	89	91	82	101
動作の反動	102	89	65	98	87	94	101	83	113	114	143	150	130	142	143
切れこすれ	62	62	82	57	60	59	54	70	63	40	56	55	49	58	52
交通事故	45	41	42	51	57	36	37	46	42	45	36	28	41	42	53

２　事故の型別発生状況（H23～R7）12,189人の内訳

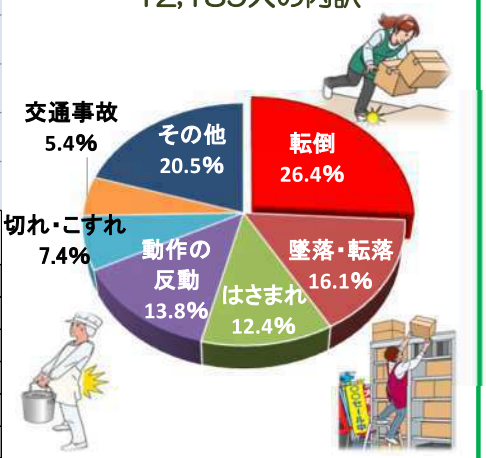

★転倒災害は、平成30年以降3年連続して減少したが、令和3年以降急増し、令和７年は令和4年に次ぐ269人に増加し、過去15年間、常に事故の型の中で最多となっている。

★平成23年から令和７年の15年間で事故の型をみると、主に労働者の行動を起因とする「転倒」「墜落」「動作の反動」の3種類で全体の約６割を占めており、労働者の不安全行動防止のための教育や安全な職場環境の整備の徹底が重要である。

３　主な行動災害の特徴

転倒災害の特徴

（1）業種別「転倒災害」の推移

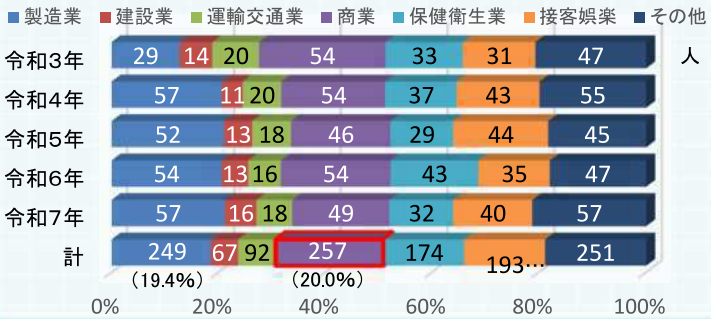

5か年の合計で、商業（小売業）、製造業で多く発生しており、保健衛生業、接客娯楽業等を含め第3次産業で全体の約65%占めている。
また、令和7年は製造業及び接客娯楽業で増加した。

（2）令和7年　年齢別

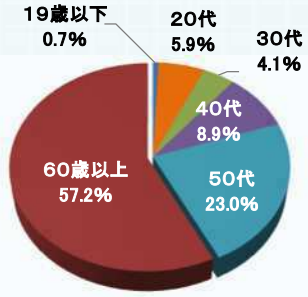

転倒により被災する方の6割弱が60歳以上の高齢者！

（3）令和7年　休業日数別

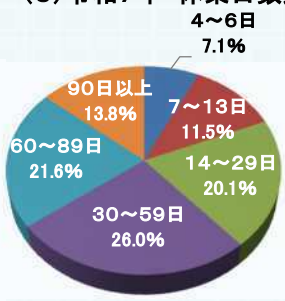

転倒により約6割が1月以上の休業災害！

動作の反動災害の特徴

（1）業種別「動作の反動災害」の推移

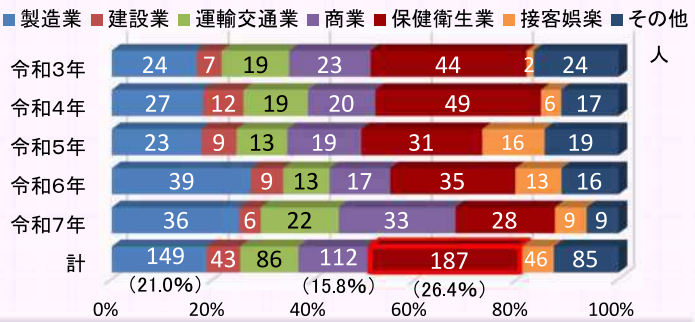

5か年の合計で、保健衛生業（病院、介護施設）が最も多く発生しており、第3次産業で全体の6割弱を占めている。
また、令和7年は商業で大幅に増加した。

（2）令和7年　年齢別

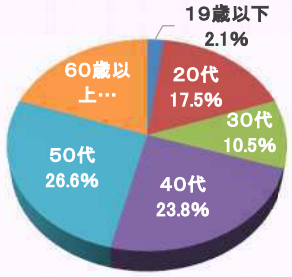

転倒に比べ60歳以上の割合は約1/3であるが、50歳未満の割合が約3倍と多い！

（3）令和7年　休業日数別

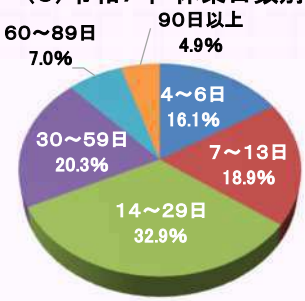

転倒に比べ少ないが、3割以上が1月以上の休業災害！

4　令和７年　行動災害等の傷病内容

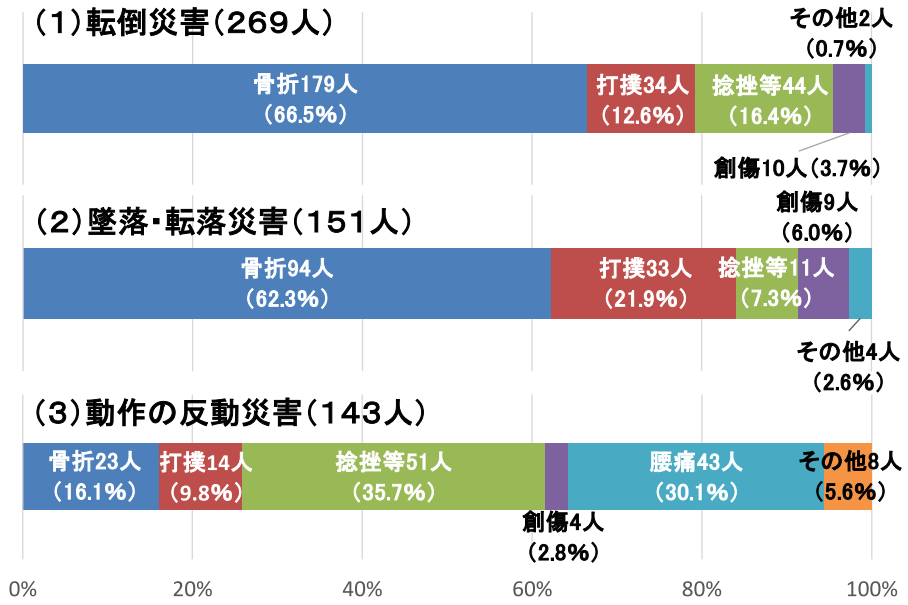

転倒災害では6割以上の方が、転倒の際に手足を骨折しており、業種を問わず発生している。

墜落・転落災害では6割以上の方が身体の一部を骨折しており、建設業のみならず運輸業、小売業、接客業においても同様に発生している。

動作の反動・無理な動作により、重量物を持ち上げた際に腰痛となったり、手首や足首を捻挫している。

5　各行動災害の防止対策のポイント

●転倒災害防止のためのポイント

- 通路、階段、出口には、物を放置しないようにしましょう。
- 床の水たまりや氷、油などは放置せず、その都度取り除きましょう。
- 通路や階段には、安全に移動できるよう十分な明るさを確保しましょう。
- 靴は、すべりにくく、ちょうど良いサイズのものを選びましょう。
- 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知しましょう。
- 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけましょう。
- ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れましょう。
- 転倒を予防するための教育や研修を実施しましょう。

●腰痛予防のためのポイント

- 重量物の取扱作業、不自然な姿勢を伴う作業では、機械による作業の自動化・省力化を図りましょう。
- 寒い場所での作業は、腰痛を悪化させたり、発生させやすくなったりするので、適切な温度を保ちましょう。
- 作業対象に、できるだけ身体を近づけて作業しましょう。
- 適宜、休憩時間を設け、姿勢を変えるようにしましょう。
- ストレッチを中心とした、腰痛予防体操を実施しましょう。

●高年齢労働者の災害防止のためのポイント

- 健康診断や体力チェックにより、労使双方が高年齢労働者の健康や体力の状況を把握しましょう。
- 把握した健康や体力の状況に応じて、業務、勤務形態、作業スピード等を工夫しましょう。
- 労働災害事例やヒヤリハット事例を紹介し、何が危険なのかを説明し、理解を促しましょう。
- 安全な作業方法や手順について、定期的に教育し、安全な作業を促しましょう。

転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒や腰痛は第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。日常的に転倒や腰痛防止を心がけれるよう、対策等をまとめていますので、安全衛生教育に活用ください。

～転倒･腰痛予防！「いきいき健康体操」～

～飲食店、小売業向け転倒･腰痛防止視聴覚教材～

～社会福祉施設向け転倒･腰痛防止視聴覚教材～

高年齢労働者の労働災害防止対策について

6　山梨第14次労働災害防止計画の概要（抜粋）（計画期間：2023年4月1日～2028年3月31日）

- アウトプット指標
  ➡ 計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項

●労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 介護、看護作業のノーリフトケアを導入している事業場の割合　を2023年の50%から増加させる。

- アウトカム指標
  ➡ 事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待させる事項

●労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害による死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。
- 計画期間中における転倒災害による平均休業見込日数を40日以下とする。
- 社会福祉施設の腰痛による死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。

山梨県における近年の事故の型をみると、高齢者による災害の増加とあいまって、労働者の行動を起因とする転倒、墜落・転落、動作の反動による災害が全体の約6割を占めていることから、各事業場では不安全行動防止に向けた基本的対策となる「安全衛生教育」や「職場環境の改善」等、一層の取組をお願いします。

事業者の皆さまへ

資料８

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

※現時点で令和８年度版が公表されていないため、参考として令和７年度版を添付しています。

１.健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**
一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

健康診断の実施

↓

・健康診断結果の通知
・健康診断結果の記録

○健康診断を実施した後は、その結果を労働者に通知するとともに、事業者もその結果を保存しなければなりません。

↓

健康診断結果についての医師からの意見聴取

○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

↓

健康診断実施後の措置

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針はこちら

○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

２.医療保険者との連携

■ **医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者に義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※１：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。
※２：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金のご案内はこちら

厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（抜粋）

令和７年８月26日付け基安発0826第４号

【重点事項】

（１）健康診断及び事後措置等の実施の徹底
（２）健康診断結果の記録の保存の徹底
（３）一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
（４）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
（５）健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
（６）平成30年３月29日付け基安労発0329第３号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

【その他の産業保健に関する取組の周知・啓発】

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行うこと。

（１）「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年９月１日健康保持増進のための指針公示第１号、令和５年３月31日最終改正）等 に基づく取組の推進
　（ア）地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（平成17年３月策定、令和元年９月改訂）に基づく取組
　（イ）運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のポスター等を活用した「体力つくり強調月間」（①）（毎年10月１日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第２月曜日）及び「Sport in Life推進プロジェクト」の周知啓発（②）
　（ウ）労働者の高齢化を踏まえた 取組については、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）（令和２年３月16日策定）に基づく取組
（２）職場におけるがん検診の推進
　（ア）健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（③）
　（イ）特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添３及び別添４のリーフレットを活用した周知
　（ウ）「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年３月策定）を参考にしたがん検診の実施
　（エ）別添５のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
（３）女性の健康課題に関する理解の促進
　（ア）別添６のリーフレットを活用した産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
　（イ）企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」（④）や「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」（⑤）の活用
　（ウ）令和５年５月19日付け基安発0519第４号「転倒災害防止対策の推進について」及び別添７の転倒災害防止に向けたリーフレットによる骨粗鬆症検診の受診勧奨
（４）口腔の健康の保持増進
　令和７年７月１日付け基安労発0701第１号「一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について（協力依頼）」中の歯科早期受診勧奨リーフレット（⑥）を活用した歯科受診勧奨
（５）眼科検診等の実施の推進
　（ア）アイフレイルチェックリスト（⑦）や６つのチェックツール（⑧）を活用した眼のセルフチェックの推進
　（イ）転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添８のリーフレットを活用した眼科検診（⑨、⑩、⑪）の周知
（６）職場における感染症に関する理解と取組の促進
　（ア）「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年５月16日策定、令和４年３月７日最終改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
　（イ）「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成７年２月20日策定、平成22年４月30日改訂）に基づく取組
　（ウ）令和４年４月20日付け基安労発0420第１号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
（７）「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和６年５月28日策定）に基づく、個人事業者等による定期的な健康診断の受診、注文者等による健康診断の受診に要する費用の配慮等個人事業者等の健康管理のための取組の周知

※本月間に係る通知本文や別添をご参照されたい場合はこちらをご覧ください。⇒

※上記で参照している資料（①～⑪）や別添のリンク先はそれぞれ、右欄・下欄の対象QRコードをご覧ください。
（リンク先の参照等の関係で、一部通達の表記を加工しています。）

（①）（②）（③）（④）（⑤）（⑥）（⑦）（⑧）（⑨）（⑩）（⑪）

（別添２）（別添３）（別添４）（別添５）（別添６）（別添７）（別添８）

R７.８

山梨県内の労働衛生の概況

厚生労働省 山梨労働局 労働基準部健康安全課

平成 28 年から令和７年の 10 年間に県内各労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告（休業４日以上）」、「健康診断結果報告書」等をもとに県内の労働衛生の概況を取りまとめました。

１　業務上疾病の発生状況（図１）

山梨県内の過去 10 年間の業務上疾病発生件数（新型コロナウイルス感染症を除く）は近年増加傾向にあり、令和７年は 64 人と前年から 11 人減少したものの高止まりが続いています。業種別の業務上疾病発生件数が最も多いのは製造業の 17 人で、次いで保健衛生業（病院・社会福祉施設他）17 人、商業 16 人の順となっています。

業務上疾病の中では腰痛が最も多く、令和７年は 46 人と約７割を腰痛が占めているほか、熱中症が６人、化学物質によるものが４人などとなっています。

図１　業務上疾病の発生状況（山梨県内）

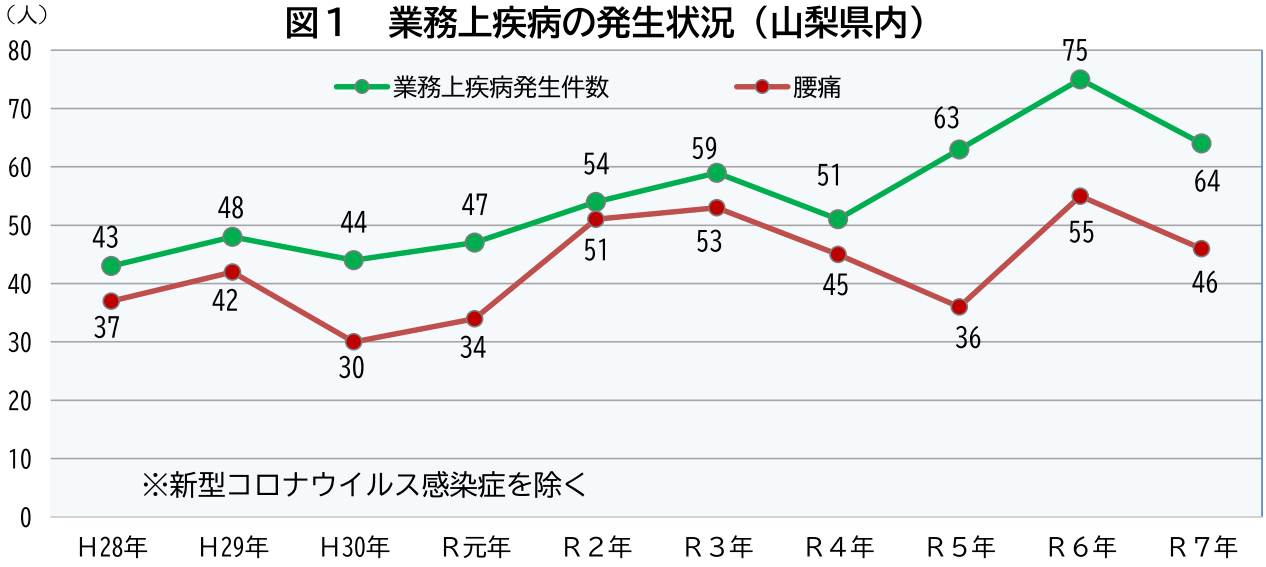

２　定期健康診断実施状況（図２、３）

山梨県内の定期健康診断における有所見率は、中期的に増加傾向にあり、令和７年の有所見率は 64.2%（前年比 1.5 ポイント増）と、全国の有所見率を 4.5 ポイント上回っています。

検査項目別の有所見率は、高い順に、血中脂質検査が 31.5%、血圧が 20.6%、血糖検査が 18.7%、肝機能検査が 17.8%となっています。

図２　定期健康診断における有所見率（山梨県内・全国）

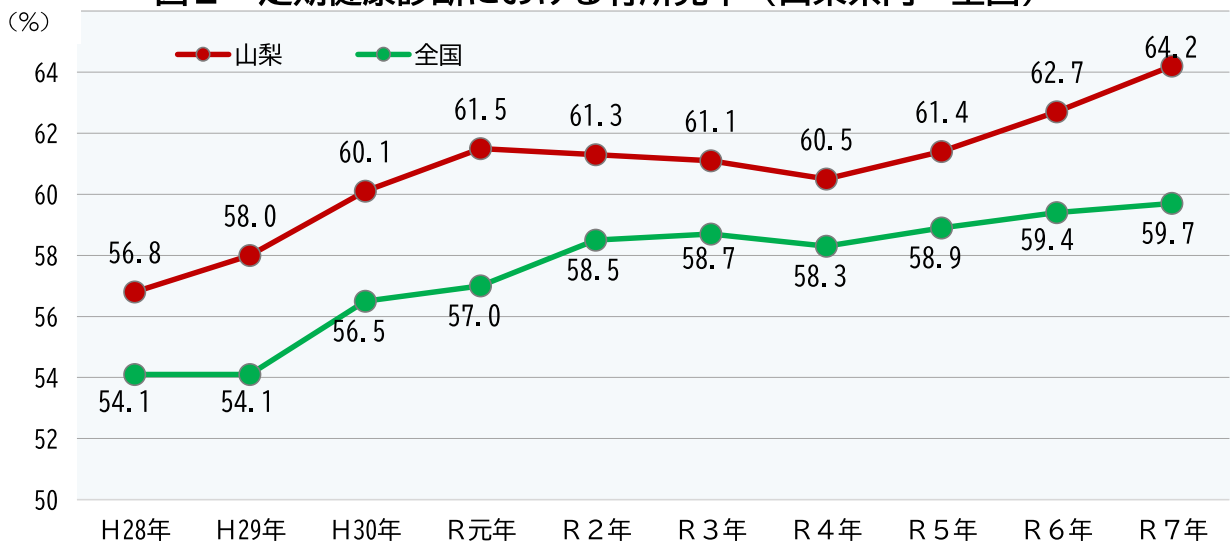

図３　定期健康診断有所見率の検査項目別状況（令和７年）

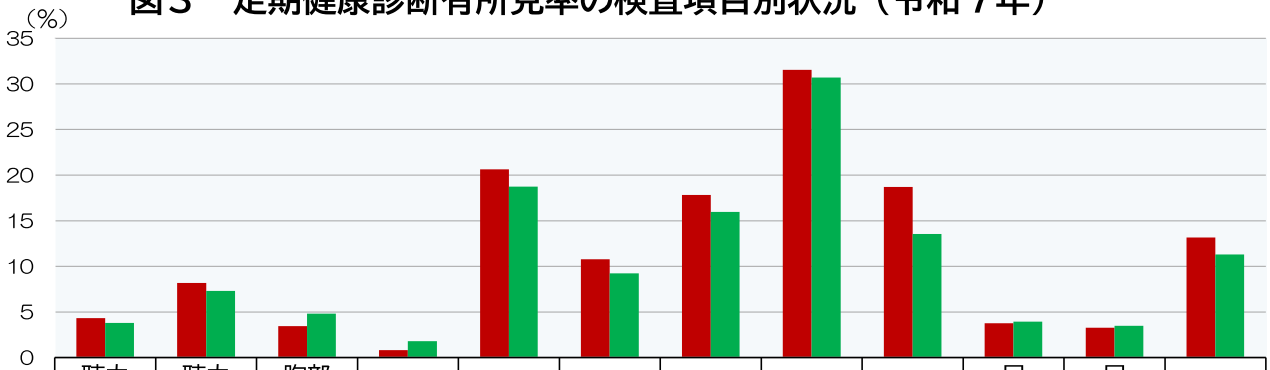

	聴力1000Ｈｚ	聴力4000Ｈｚ	胸部Ｘ線検査	喀痰検査	血圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質検査	血糖検査	尿検査（糖）	尿検査（蛋白）	心電図検査
山梨県	4.3	8.2	3.4	0.8	20.6	10.8	17.8	31.5	18.7	3.8	3.3	13.2
全　国	3.8	7.3	4.8	1.8	18.7	9.2	16.0	30.7	13.5	3.9	3.5	11.3

３　熱中症発生状況（図４、５）

山梨県内の令和７年の職場での熱中症による被災労働者は 96 人で、前年(令和６年)の 61 人と比較して 35 人の大幅増加となり、このうち休業４日以上の被災労働者についても６人と、前年の３人より増加しました。

発生件数の内訳を業種別にみると、製造業が 30 人と最も多く、次いで建設業が 24 人、商業が 12 人、警備業が６人などとなっています。月別では７月と８月を中心に発生していますが、令和７年は６月にも多発したほか、９月にも一定数発生しています。

山梨労働局では、労働災害防止団体等と連携して**「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」**を展開し、職場での熱中症予防の重点的な取組を進めています。各事業場においては、事業者及び労働者の協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

図４　熱中症による死傷者数の推移

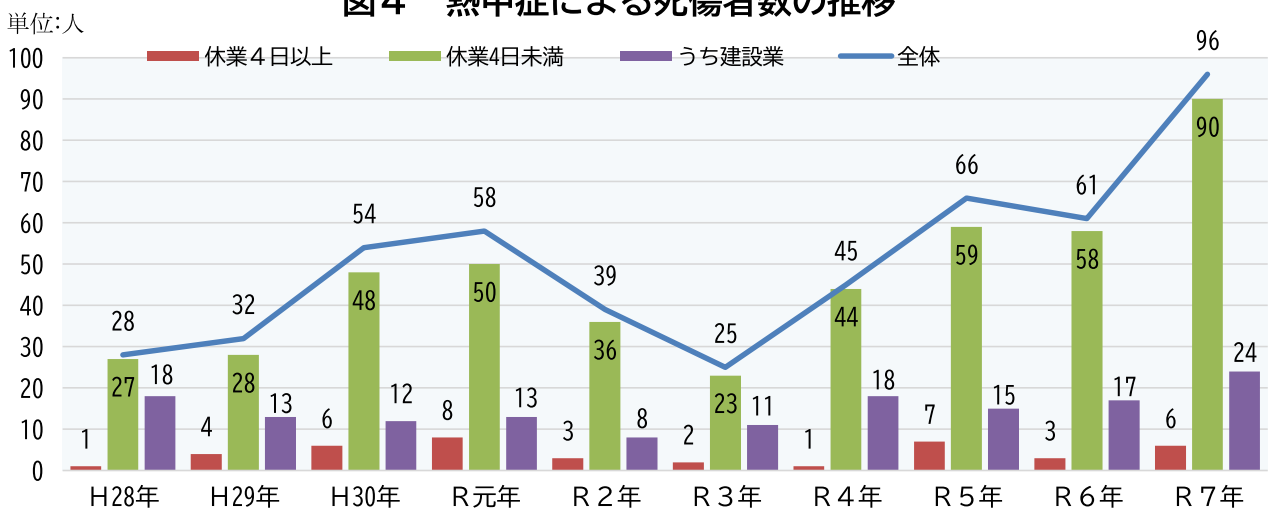

図５　業種別発生件数（令和７年）

山梨県の最低賃金

山梨県最低賃金が変わります！

1　山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山梨県最低賃金	時間額	効力発生日
	1,113円	令和8年11月1日

2　次の手当等は最低賃金に算入しません

①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
②時間外・休日・深夜手当
③臨時に支払われる賃金
④１か月を超える期間ごとに支払われる賃金

3　特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的･身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、最低賃金の減額の特例許可が個別に認められています。

4　次の産業については、特定最低賃金が定められています

特定最低賃金（時間額）※1	電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	(1,100円)※2 1,113円	効力発生日 令和8年2月15日	令和８年11月１日から山梨県最低賃金1,113円が適用されます。
	自動車・同附属品製造業	(1,089円)※3 1,113円	効力発生日 令和8年3月1日	

※1　年齢（18歳未満、65歳以上）、技能習得中（雇入れ後6月未満）及び特定の業務（清掃、熟練を 要しない業務等）に主に従事している労働者については、特定最低賃金が適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。

※2　山梨県最低賃金である1,113円の効力が発生する前日の令和8年10月31日までは「1,100円」が適用されます。なお、現在、改正に向けた審議が行われています。

※3　山梨県最低賃金である1,113円の効力が発生する前日の令和8年10月31日までは「1,089円」が適用されます。令和8年の改正はありません。

（お問い合わせ先）

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内１－１－１１	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田２－５－５１	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場２３－２	(0554-43-2195)
鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢１７６０－１ 富士川地方合同庁舎５階	(0556-22-3181)

R8.9.15